

平成13年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成13年 9月13日(木)
午前10時05分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君			
教育委員会 委員長	山本秀雄	君	農業委員会 会長	小西義光	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	江田哲郎	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長	(矢野潔)	君
------	-------	---

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金子 幸保 君 議事係長 浅野 信行 君

8. 全日程の付議案件

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般報告 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 一般質問
承認第 2 号	平成 12 年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
承認第 3 号	平成 12 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第 64 号	北空知衛生センター組合理約の一部を変更する規約について
議案第 65 号	北空知学校給食組合の組織団体数の変更及び北空知学校給食組合理約の変更について
議案第 66 号	平成 13 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 67 号	平成 13 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 68 号	平成 13 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 69 号	平成 13 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第 70 号	平成 13 年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第 71 号	沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
同意第 2 号	教育委員の任命について
請願第 2 号	WTO 農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する請願について
請願第 3 号	野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する請願について
意見案第 11 号	WTO 農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する要望意見書(案)について
意見案第 12 号	野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する要望意見書(案)について
意見案第 13 号	「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する意見書(案)について

- 意見案第 14 号 30 人以下学級の早期実現・私学助成の充実と教育予算拡充
を求める意見書（案）について
- 意見案第 15 号 高齢者医療制度の改革に関する意見書（案）について

欠席～岩寺監査委員

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）これより本日をもって招集されました、平成13年第3回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番中村議員、10番山木議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。野委員長。

(野委員長 登壇)

○委員長（野委員長）平成13年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月7日、午後3時から全委員と正副議長出席のもと開催し、事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告1件、一般質問、町長に対して7人13件、教育長に対して1人1件の計14件、平成13年度補正予算専決処分が5件、一般議案11件、また議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等10件の内5件につきましては採択すべきものとして取り扱うことで意見の一致をみたところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日13日木曜日から14日の金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長）補正予算専決処分これ5件、これ専決処分はありませんので、そのようにお願い致します。

お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から14日までの2日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの2日間に決しました。

（議長の諸般報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

（行政報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（西田篤正町長 登壇）

○町長（西田篤正町長）平成13年9月定例会をご召集申し上げましたところ、収穫期の大変ご多用の中、全議員の皆さん方のご出席を賜りました事を厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。ただ今から、一般執行報告を申し上げます。

（以下、一般行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

（篠田繁彦教育長 登壇）

○教育長（篠田繁彦教育長）第3回定例議会に当りまして、6月以降の教育行政報告を申し上げます。

（以下、平成13年度教育行政報告を朗読）

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政報告を終わります。ここで、休憩致します。

10時30分 休憩

11時13分 再会

（一般質問）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第5、一般質問を行います。始めに町長に対して、通告順に順次発言を許します。2番、野議員、町税及び国保税の未払いと行政責任について質問してください。

○2番（野 道夫議員）2番、町税及び国保税の未払いと行政責任について、平成12年の決算で町税、国保税の未済額と欠損額合わせて24,941,559円未払いになっている。町民の義務違反と不公平等を作り出していることは、支払わない方の責任はもとより行政の責任も重大であると思う。行政責任と、今後どのように対処していくのか。

税金についてはこのような事なんですけども、国保税については平成の3年か4年位には、6回から8回に払いやすくするように回数を増やしていると言う事です

けれども、やはりこういった未納者がいるという事で、今後おそらくこういったものが増えてくるであろうというふうに考えます。未納者に対してどのような処置をとるのか、その対策をとられるのか伺いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の、町税及び国保税の未払いの関係でありますけれども、鋭意努力を職員がしている訳でありますけれども、やはりそういう部分が全面的に解消が出来ないというのが実態であります。ただ、11年度の町税で全道平均ですと、90.8%。本町の場合は97.6ですから、そういう率からいっても非常に担当課といいますか担当職員が非常に努力をして頂いているということがお分かりだと思います。特に、前にもご質問の中でお答えしておりますけれども、夜間徴収ですとか分割徴収ですとか、郵便での振替用紙を使つての徴収方法ですとか、色々な工夫をさせて頂いて今、対応させて頂いておりますが、勿論私どもとしてはやはり、おっしゃるとおりの不公平感、或は行政の責任というのは十分感じておりますので、今度ともですね色々な工夫をしながら町民の皆さんの理解を頂いて、出来るだけ～に近い状況になるように努力をさせて頂きたいというふうに思っております。

○2番（野 道夫議員） はい分かりました。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） 次に3番、室田議員。各種公共施設の使用料等について質問して下さい。

○3番（室田俊朗議員） 3番、室田でございます。今ほど、野議員短時間で終わりましたですね、何かこの後日程もあるので、あまり再質問してくれるなという話はない訳でございますけれども、できれば町長、明解な答弁をして頂ければ、再質問無しに行きたいと考えております。

まず今後の住民負担のあり方と言うんですか、行方についてですね3点ほど聞きたいと考えております。

まず国の行財政改革の中で、非常にこう不況にあえいでいるのが現状でございます、～～～の見直しの関係だとか又町内においてもですね、誘致企業が相次ぐ撤退の表明。また、町内におきましても、商店街の廃業ということでですね、今後非常に人口減、また財政難が懸念される所でありまして、そういった中で住民の負担増、又行政サービスの低下が非常に懸念される訳であります。町として今後どのような対応を考えておられるのか、あくまでも住民の負担を増やしていくのか行政サービスの中身を変えていくのか、その辺をちょっと聞かして頂きたい訳ですけれども、まず第1点目がですね、既存の公共施設の、これはスポーツ施設、文化施設等ある訳でございますけれども、これらの使用料の関係。また、公共料金関係、上下水道の関係はですね既に今年の7月から値上げされております。また、公営住宅の家賃、また国保、今後また予定されております介護保険の保険料等、これらに

については基本的に今後どういう負担になっていくのか、ご質問致したいと考えております。

もう1点が、今既に工事が進んでおりまして、既にあずま屋が出来まして日本庭園、また管理棟もほぼ形が出来ているという事で、来年の8月か9月にはオープンするのではないかとというパークゴルフ場の関係の利用料。また、生涯学習センターの使用料等も基本的考えを聞かしていただきたいなど、又、中北空知広域ごみ処理施設の関係で、既に秩父別町に中間処理場を作るような話も聞いておりますし、また、歌志内にそれぞれ民間の焼却施設を使うという事でございますけれども、これに関しまして町の負担額がどれくらいなのか、また、当然かなりの投資になると思いますので、その投資に対する町民負担をどう考えているのか、まずこの2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の公共料金の関係でございますけれども、これは色々介護保険を含めて色々な公営住宅、色々なお話がありましたけれども、すぐという事ではありませんけれども、近い将来にやはり全体の見直し、公営住宅も勿論そうでありますけれども、教職員の職員住宅の使用料の問題、或は役場職員の住宅の使用料の問題等。色々な関連するものがありますけれども、それを増にする意味ではありませんが、全面的にそういうものの検討をする必要があるだろう。過去、10数年そういうものを見直しをしておりますので、それが適正な料金になっているかどうかという事も検証する必要があると思いますので、近い将来といいますか来年の時期にそういうものをみるか、或はもう1年その後にするかですけれども、ここ2・3年の内にですね、そういう全般の検証をする必要があるのではないかと。そんなふうに思っております。

まあ、ただ介護保険料ですとか、色々なものにつきましては、そういう新しく出てきたものにつきましては、そういうものを検討してそれぞれご理解頂いて料金を設定させて頂いております。まあ、国保料については、その都度年度、毎年～ご審議を頂いて決定を頂いている訳でありますから、そういうものについてはその時期にまたやっていかなければならないだろうというふうに思っております。

そういうものと、それから公共施設といいますか、既存の公共施設の料金これらにつきましては前回も申し上げたかもしれませんが、今6月にですね、公共施設の使用料等の検討委員会というのを今、設けまして今内部で事務方の方で検討を頂いておりますけれども、それを近いうちに各常任委員会にそれぞれ私どもの考え方をご提示申し上げて、ご検討賜わりたいというふうに思っております。

その中で私どもの考え方を説明申し上げ、12月の定例会に学習センターも含めた公共料金の設定についてご提案を申し上げたい。そんなふうな、今段取りでいる

ところであります。しかしながら、ご質問のパークゴルフ場或は生涯学習センター、これらについての料金をどうするかという事でありまして、今結論を申し上げると審議して検討頂いている委員に対する影響もありますので、明確なことは避けたいと思いますけれども、従来、特に私は感じているのは従来、例えば公的な大会、たとえば町民会館で例えば例をあげますと、管内の何々大会というものがあつたとすると、これはどうも私不思議に思ったんですけれども、例えば市あたりでやる場合は、無料でないんです。ところが町村に入ってくると減免規定があるものですから、殆どの町村が減免をしている。どうも金もあつて規模の大きい所が有料で貸して、無い町村の小さな町が苦勞して無料で貸してやる。これがまた良い所なのかもしれませんけれども、どうも納得がいかない点だろうと思いますので、私どもとしてはやっぱり必要な料金はそういう公的な大会あるいは研修会につきましても、公的なものは戴きましょう。そのかわりどうしてもその分について町がみなければならない部分については別途一般会計でその分を交付してあげましょう。そんなような方法をする事が、町外の色々な団体の利用に対する料金の徴収にも繋がってくるだろうと思います。

これからおそらく各町村、そういう見直しが出てくるんだろうと思いますので、何でもかんでもあそこに行ったら無料になるよという考え方は、当然無くなる状況にあろうかと思っておりますので、そんなような事も含めながら近い内に、各委員会に今申し上げました、二つの常任委員会にそれぞれ私どもとしての考え方を提示をさせて戴きたいと思っております。

ただ、考え方としてはパークゴルフ場につきましては、全てが無料という事にはなかなか難しいのかな。一部の町村では、スコアカードを有料で購入を戴いてそれを使用料に変えているという町村もありますので、住民の皆さんが負担感のない方法でそういう事が考えられるのであれば、そういう方法も検討しながら今申し上げました、各二つの委員会に、ご検討いただく資料を提示申し上げたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、ごみ処理の関係につきましては、既に建設費につきましては住民生活課長の方から若干の説明があつたかと思っておりますが、それらについては私どもがそれぞれの負担をする事になっておりますが、現状各加入する町村ともどういう方向でいこうかという事の検討がまだ十分なされていない状況であります。これにつきましても、それぞれの加入する町村の考え方を十分私どもも参考にしながら、議会とも論議をして理解を頂いて住民の納得のいくような方向を選定させて頂きたいと思っております。

勿論現在の負担の状況を大幅に、住民の負担が増えるというような事のないように最大限の努力をさせて頂きたいというふうに思いますけれども、具体的な内容が私

どもとしても知らない部分が十分ありますので、今後引き続き検討しながら議会ともよく相談をさせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） はい、3番

○3番（室田俊朗議員） 一再一 町長の答弁の中では、これから委員会なり住民の意見を聞いて、慎重に審議していきたいという事でございますけど、出来れば町長としてはですね、検討委員会に出す前にどういう腹でいるのかというのを本当は聞きたい訳なんですけど、それぞれ国の施策というんですか、また補助制度がかなり減退をしてるのが現状でございます、特に医療の関係につきましては、既に2002年から、それぞれ老人医療の75歳以上だとか、また健康保険の方に負担を3割だとか、年金の関係など、色々な関係でこうかなりの改革がされてきてましてですね、それと合わせて町の各施設の利用料が上がりますと、かなり町民の負担が大きくなる訳でございます、そういった面ではなるべく軽減するような形の中で、今後検討していったらいいなという気はしております。

そこらへん町長もう1回、もしか検討委員会の上をいくと問題はあるかもしれませんけども、ひとつ答弁をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問の中の、住民サービス。ちょっと冒頭でありました負担増と住民サービスの問題ですけども、やはり今申し上げましたように交付税をはじめとする色々な財源の減少と申しますか、そういう事が予想されますので、勿論そういうものに対する対応をきちっとしなければなりません、私どもとしては、やはり住民の皆さんが望むものが一体なんなのかという事を、小泉内閣でありませんけども、住民が我慢をして頂ける部分は何なのか、或はどうしてもこれはやってほしいという物はなんなのかというような事を、住民の意向に従って、意見を聞いてやっていかなければならないと思えますので、これから始まる、どういう形態かまだ決定しておりませんが、従来町づくり懇談会の中ではですね、これら料金の設定をどういうふうにしようとしているのか、こういう大きなテーマを持って、直接住民の皆さんに、議会には勿論そうでありますけども、住民の皆さんにもそういう考え方で進めさせて頂きたいという考え方を、提示していきたい。従来はそういう機会があまりありませんでしたので、そういう機会を設けて理解を頂きたいと思っております。

ちなみに、先般老人クラブといいますがお年寄りの方達の何人かの皆さん方と懇談会を開催いたしましたら、お年寄りの皆さん方が、町の財政も非常に厳しくなるので、敬老会の70歳というのはどうだろうか、75に出来ないのですかというご質問が、お年寄りの中からありまして、やはり自分達の置かれている立場、自分達に対して町が施策としてやっているものに対して、この部分は我慢が出来るんじゃ

ないかという一つの現れだと思しますので、そういう意見も参考にしながらやっていかなければならないかなと思っております。

まあただ、いきなり5歳に上げるのは困ると、段階的に5年なり3年なりの段階で引き上げて行ってもらえれば理解が得られるのではないかというようなアドバイスも頂きましたので、そういうような事で私どもが今、来年の予算に向けて、そういう住民の皆さんが望んでいる住民サービス、それから私どもが行政としてやらなければならない部分、やろうとしている部分、これらを明らかにして、例えば料金はこういうふうになりますよ、そういうような事を明らかに出来る資料をもって、町づくり懇談会の中で多くの皆さんの意見を聞かせて頂きたいと思っておりますし、私どもとしてもやっぱり、住民の負担が増えるということは出来るだけ避けたいと、基本的な考え方はあるんでありますけど、町全般の財政状況がどうなるか、その時に、どの範囲まで住民の皆さんの負担をして頂けるか、そういう論議をまた議会でもさせて頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） 3番よろしいですか、はい、次に入ってください。一部事務組合の充実と広域市町村圏内での連携事業について。

○3番（室田俊朗議員） この後、山田議員さんの方からも、国保の関係についてまた話が出ますので、またその時、答弁頂きたいなと思っております。

それで、2番目と3番目ですね、それぞれ住民負担の軽減ということで関連ありますので一緒にやってよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長） はい。

○3番（室田俊朗議員） それでは、今町長の方から答弁ありましたように、出来るだけ住民負担を減らしていくんだという基本姿勢が分かった訳でございますけど、そういった中で今後の一部組合の関係、又、広域市町村圏内での連携事業についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

例として、例えば観光の関係。今も、北竜・沼田・秩父別という事で連携的に観光の一部をやっておられますけど、これらの将来について、また国保の広域での対応等について、どのように考えているか。また、施設によっては、近隣町村で共に持つことによって、より有意義に使える施設の建設ということもありえると思うんですけど、町長この辺はどのように考えておられるかお聞かせ願いたいと思えます。

それとですね、また町民の負担軽減という事で、今、道の町村会でも町村合併の検討委員会を設置するという事で、それぞれ各空知になるのか、北空知の町村会にもですね、この話しが降りてくるのではないかと思います。既に小泉内閣の中では、市町村の再編、地方交付税の見直し、抜本的な政策が打ち出されておまして、町村会としてもですね、これに対応せざるを得ないという話も聞いておりますが、沼田町としてはどのように考えているのかお伺い致します。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 一部事務組合の充実と広域市町村圏の関係でありまけれども、非常に難しい面がありましてですね、実は介護保険制度も私どもは深川市を中心とする北空知1市5町。中心といいますか、深川市でなくても良いんでありますけども、1市5町で共同歩調をとって早期にやりましょうという話し合いはしているんでありますけども、結論的にいいますと、深川市がどうも乗ってこないといいますか、広域圏の市としてリードをとって頂いている訳ですけども、どうもその辺が、納得が私どももいかない。これは私だけでなく、構成している町長は大半の方がそう思っているんだとうと思っておりますけども、市長は積極的に私どもは北空知のためにやりましょうと言うんですけども、どうも担当の所に行きますと中々結論が出ないと言いますか、進まないと言いますか、依然として今も介護保険の広域化の話が進まない状況にある。もう、業を煮やして今私どもは、町だけで研究会を進めているんでありますけども、こういう状態ですと中々広域的に業務を進めるというのも難しい状況かな、そんなふうに思っております。

といたしますのはやはり、深川市を外して物事を考えるという事も中々難しい状況ですから、かといって入れると前に進んでいかないという現実がありまして、先般も北空知の町長会の中で、その論議をさせて頂きまして、とりあえず今お話のありました国保についてもですね、広域で進められないかということで町長会の方で提案を致しまして検討を頂くという事で、検討するという事で皆さん合意をしておりますので、そういう方向に行くだろうと思えます。

町村合併の話はまた後で、申し上げますけども。そうしますと、広域連合といいますか、そういうものが従来の進めていた広域よりも、広域連合というのが一番私としてはスタイルとしては望ましいんじゃないかというふうに考えておりますので、もっと広範囲に渡って、広域連合で取り組めるものが無いのか、或は、今やっている消防組合なんかも含めて、私はこの間町長会の時もお話を申し上げたんですけども、幌加内の方は、深川とそれ以外は全部支署になっているんでありますけども、それを沼田と幌加内を深川と同じに格にしたらどうだという提案をその時に出されました。そうしますと、その決裁権ですとか手続き上のあれは殆どがこの沼田の今の支署で済むようになる。幌加内と沼田が救急体制をもっているのだし、そういうことが可能だという事務方の、各支署からの意見がありまして、そういう事も今論議を頂く事になっておりますけども、そうしますと私が申し上げたのは北竜・秩父別・沼田でもって、その3町のど真ん中に消防署を設けると、現有の体制で深川市に私ども維持経費を負担しておりますけども、そういうのを払わないでですね、現状の3町の経費でやれますよというような消防支署からの提案もある訳であります。

そういう事も話をしまして、例えば厚生連からも、北竜・秩父別、今の3町の真

中に厚生病院、総合病院を建てたらどうですかと、そうすると病院としても抜本的に支援を出来ますよというような対案もある訳でありますから、そういうものを視野に入れながら、もっと広域連合が可能な物は何かという検討をする必要があるだろうと思ひまして、今近い内に又、お会いする機会がありますので、各町で、深川市は中々乗ってきませんので、各町でそれぞれそういう広域連合、或は広域的に物事をするための検討する担当者を専任に置きませんかという提案をさせて頂きたいと思ひているんです。

その中で、それぞれの町の課題だとか色々な問題を出し合つて、まず何から取り組める事が出来るのか、そういう事をしないと中々介護保険も、検討会、検討会と進めて中々実現しない状況にあります。そういう担当、ポジションを設けてですね、進めることを提案させて頂きたいと思ひております。

それから、施設の共有等につきましてもこれも非常に難しい状況でありまして、例えば、秩父別町が陸上競技場を造る時に、深川市に私どもの町で公認の陸上競技場を造って全ての公認の大会を私どもの所でやりたいという事で、わざわざ深川市に伺いをたてて了解をもらって、あの競技場を造った訳です。それが全道の大学駅伝だとか、そういうものに繋がっているんですけども、その何年か後に深川は、すぐ公認の陸上競技場を造っている訳です。しかも、全道中学校駅伝をやっている訳です。最近になりますと。そうすると、今議員さんのご提言ある、本当にそれは望ましいんですけども、現状の中で果たしてそういう事が可能かなという事だろうと思ひます。

今私どもは、当面近く来るなと思ひているのは、自動車学校がそうなんですけども、自動車学校は沼田の学校がこれだけ充足しているんだから、深川市の河川敷の自動車学校はもう諦めて下さいという事を、ちらちら言っはいますけども、果たしてその事がそういう合意に達するかどうか、非常に難しい面があると思ひます。

しかしながらやはり、この北空知の1市5町というのは、人口的にも非常に減少しているところでもありますから、それで生き延びれるかといいますと、今の国の考えからいきますと30万規模といいますから、当然北空知なんていうのは中空知圏の中に入ってしまふ状況。そういう事が、なるかならないか、これから後の事ですけども、そういうような事入れますとやっぱり、今、効率的な行政を進めるために広域連合を進めて、今言った施設の共有ですとか、観光の連携だとか、或は国保だとか今いった消防だとか、そういう色々な物を見直しをかけて出来るだけ経費を削減し、住民サービスが低下をしないように、そういう努力をしていかなければならないと思ひております。

そして町村の合併の可能性については、これは全く無いとは言えないと思ひます。時代がどんどんどんどん進んでおります。町村会も当初は真っ向から反対しており

ましたけれど、今、室田議員のおっしゃるとおり方向転換を若干しておりまして、検討する委員会を設けた。私どもも検討は十分しなきゃならないと思う。住民の皆さんにも出来るだけ情報を提供しまして、住民の皆さんとそういう物事の判断の出来るような状況を作り上げていかなければならないと思いますけども、将来もし合併があったとしても、この沼田の地域が衰退をしないように、一定のインフラといえますか、生活水準を保てるような施設整備はやっていかなければならない。それがひとつに、和風園の改築もそうでありまして、学習センターの建設もそうでありまして、そういうものを十分にみながら、議会とも論議をしながら施設の充実を図りながら両方のスタンスで図っていかなければならない。いずれそういう決断をしなければならぬ時代が来るとは思いますけども、現状はそういう検討する状況になっているかなと思いますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、3番。よろしいですか。次に、6番、山田議員。沼田町の国民健康保険税軽減について質問して下さい。

○6番（山田英次議員） はい、6番山田です。私から説明するまでもなく、大変ご承知の事だと思っているんですけど、標題にあります国民健康保険税の対象。これは法人を除くという事と、自営業者と農業者が入ろうかと思えます。それは業者が殆ど加入している国民健康保険税に関してご質問したいと、こういうふうに思っております。

まず、冒頭にですけれども、分かりやすく説明しますと、例題を出さなければちょっと理解が出来ないのかなと思いますので、例題を出して説明したいと思えます。10年度の営業所得総売上が1,500万円で、諸経費を引いて1,300万円の経費を引いたと、そこで1,500万円の売上に対して1,300万の経費が掛かった。その中に、奥さんの専従者給料も入っている。これは夫婦二人だけの営業という事でお考え頂ければ良いのかなと思っております。その内に、1,500万円から1,300万円引いて、基礎控除を引きますと、155万円の所得になるという事でございます。それに、555万円の所得に対しまして、課税される部分がございますので、ようするに、ただし書きの中身で所得割りの計算と、資産割りの計算と、それから均等割りの計算と平等割りの計算。こういうふうな事になりまして、所得が全国全部同じという事が前提という事で聞いていただきたいと思っております。

ちなみに札幌市の場合は、所得割りが82%、資産割りが無いんです。そういう事で、その所得が155万円の奥さんの全部入れて、1軒の所得が242万円という所得に対しまして、札幌市の場合は、255,930円の国民健康保険税。これは料でございます。札幌の場合は。

ちなみに、深川の場合は、今度はそういうような計算ではなくて、資産割合がないと言うんですか。所得割合と均等割と平等割りという事で318,000円と言うこと

で、だいたい東京 23 区の区域の課税割合が 252%という事で、東京都の 23 区が 100 とすれば、深川市は 252%でそういう計算になります。ちなみに北空知の妹背牛、秩父別、雨竜、北竜、沼田、幌加内とこういうふうな事で 5 町合わせましても沼田の場合は、314%という事で、387,134 円という保険税がかかるのでございます。ちなみに 5 町で一番安い所は、北竜町さんで 207,085 円で、この場合は 168%という事になっております。

ということは、沼田町は全道 212 町村の中で、上から行けばいいのか下から行けばいいのか、18 番目の所に位置しているという事で、標題の納付額が高額であるという事の証明でございます。ちなみに沼田の場合は、所得割りと、資産割りと、平等割りと、平均割り。全部入っての計算になるという事でございますし、それから課税割合が大変高くて、所得割りが 10.27%、それから資産割りが 60%、それに均等割が一人頭 33,000 円。それから平等割りが 39,000 円。という事で合計が 387,000 円という数字になるんだということで、大変そこの地域に住んでいる方々は、高額の国民保険税を負担しているという事になろうかと思えます。

ちなみに国民保険で無い部分を申しますと、政府の方ですから、厚生年金それから共済だとかそういうような保険に入っている方々は、半額が事業者負担という事になるんだと思っております。そういう事でちなみに、沼田の場合は、国民健康保険と国民年金を合わせて納付しますと、706,334 円。これだけ 1 年間に払わなければならないんですけれども、同じ 242 万ぐらいの給料所得者が厚生年金と健康保険を払っても 310,200 円という事で、倍以上国民健康保険の払っている方が納付するという事でございますし、これが年金受給者になってきますと、1 年間のもらう国民年金というんですか、年金者は 564,000 円。それから厚生年金の方は 2064,000 円。それから共済組合の方は、2676,000 円頂くとこの事になると、何か払っているのは大変、健康保険それから国民年金の納付額と貰う額とが大変差が出来て、国民全て平等だと言うものの考え方からいくと、少しずれているのではないかな。そういう事でさきほど町長さんがお話になっておりますように、北空知の中にも検討してと、こういう風なお話でございますけれども、北空知の中でも北竜さんが 207,000 円、沼田が 387,000 と 18 万円の差があるという事は、やはりそこの町村の努力によっては出来ることではないのかなと思っておりますけれども、町長のお考えを聞かせて頂きたい。こういうふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 国民健康保険につきましてはご承知のとおり、発足の当時からみますと議会の中でも何回か申し上げておりますけれども、非常に国の財源措置が少なくなってきたのは間違いない事実でありまして、その分がどうしても加入者の負担に繋がっていくという事実があります。

それと、それに伴ないまして最高限度額が毎年のように引き上げられてきておりまして、ここ1・2年は止まっておりけども、引き上げられてきてまして割高感というのは非常に強いというのは私どもとしても実感としておりまして、町村会としましても抜本的に国保の財政の基盤を確立するために支援をしてくれという、見直しをなささいという要請をしている訳でありますけども、依然として国の方もやはり財源的な余裕が無いという事で、そんな状況で止まっておりますが、ただそれぞれの町村の比較がなされておりますけども、これは被保険者の構成する状況によって非常に違うんですね。

例えば、一人当りの医療費なんていうのを比べますと、私も資料見てびっくりしたんですけども、非常にお年寄りの人口が多い所と、少ない所と、それから所得の高い人の多い町村と、少ない構成の町村。それぞればらばらにありますので、一概に比較が出来ない訳でありますけども、北竜町がそういう状況で安いというのは今はじめて聞きましたので、そういう状況をまた調べてみたいと思いますが、私どもとしましては国保運営協議会の中で十分論議をして頂いて、必要な医療費の額を確保するために一体いくらの税金を掛けてそれを賄って行けば良いかという、そういうやり方をしていますので、町村によってはさっき言ったように資産割りをゼロとか、均等割を無くしていますよと、色々な考え方がありますが、私どもの町としましては今、国保運営協議会はそういう状況の色々な各町村の取り方の状況も説明申し上げますけども、今のとっている積算の仕方が妥当だろうという判断のもとに国保運営協議会としての決定を頂いて、議会の議決を頂いて、予算を通して頂いている訳であります。

ちなみにその年によっては、一気に風邪が流行したり、インフルエンザが流行したりしまして、足りない場面があったり、去年のように比較的医療費が去年より少なくすんで繰越金が数千万出るという場面。非常にばらつきがあります。従ってもうちょっと安定的な運営を考えていかなければならない。課題となっている事は私どもも承知しておりますけども、そうなりますと、当然一気に医療費の掛かった時にそれだけの税をとっていないという事になると、市町村の持ち出しをその穴の空いた部分について一般会計から繰り入れをしていかなければならない。そのような問題もありますので、今、ご説明頂いた内容を十分、国保運営協議会、まあ絵内議員さんも委員の一人でありますから、中にご説明申し上げまして、山田議員のおっしゃる軽減をするのに何らかの事が可能かどうかという事を、十分次回の国保運営協議会の中で論議をして頂きまして、明年以降の国保税の決定に当たっては十分検討させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 6番。

○6番（山田英次議員） 一再 大変失礼な言い方なんだろうと思いますが、今、

町長さんが初めてそういう事が知らされたという事なんですけれども、これの数字は必ず役場の職員さんは知っていなきゃならないと思うし、知っていると思うんですよね。ちなみに沼田だけが300台で、他の町村はだいたい200から184。秩父別さんが184ですよ。東京23区が100としてですよ。

そうすると、そういう数字で、東京の武蔵野市は結局は沼田が38万円払っているのに、そちらの町村は74,000円しか払わない。同じ242万円所得のある人が、これだけの差があって、医療費は全国何処行っても同じだという事なんだと思うんですよね。

ですから健康保険で年寄りが多くなるとかさむから、中々それは皆さんで公平に負担して下さいというのは分かるんですけども、第3次沼田町の計画の中に、これは是正しなければならないと出ているんですよ。ところが、今年の第4次の中には、その文面がひとつも無いというんですか、国民保険税に対して適正に運営しますとか何とかというのはひとつも無いんだと思っています。

という事は、今、皆さんが黙っているからそれはそれで良いんだと、314%払ってもそれで良いんだというのでは無くて、私もこれある会合に行った時に、沼田さん大変高い保険税を払っているんですねと言われて初めて、これは資料として計算してみなければならないという事で、資料を戴いたという経緯がございまして、やはり見てみてやはり、ある場面ではこれはこういう事だということは皆さんに、私はこう思っているんだという事を意思表示をしなければ駄目なのかなと思っていますよね。

だから、北海道で18番目に高い保険税を払っているという事になると、町長さんの言う住んで良かったとか、住みやすい町だとかといってる標題の先にやはり、それから手をつけて頂いても良いんでないかなというような、私は1営業者の方から言うとおかしいかもしれないんですけど、その辺も考慮して頂ければなと思っていますんですけど町長のお考えを聞かせて頂きたい。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 申し上げましたように、そのご覧になっている資料がなんの資料か、ちょっと私の方で、担当課長の方で参考に見せて頂きたいと思いますが、これ平成10年ですと、一人当りの調定ランキングでは沼田町は52番目といますから、そんな高いほうでは無いんですよ。ですからさっき申し上げましたように、その必要な医療費というのは、その年度によって変わりますので、ですからその年度によって保険税が高くなったり安くなったりするんです。前の年がやっぱり医療費が出て赤字が相当出たとなると、次の年はそれを予防するために、医療費の予想数値をずっと上げますから当然高い国保税を貰わなければならない。

あまりにも医療費が残りますと、極端に言いますと前年度取りすぎたという事で、

推計をぐっと押さえこんでおいて保険料を下げていくという、そのようなケースも出てくると思うのです。ですから、単純に単年度で比較するという事は難しいと思いますけども、確かに東京都の場合は非常に所得の高い人が多いですから、最高限度額の人はかなりいるという事は、それより下の人達については税がずっと落ち込んで安くなる。そういう事実はあると思います。というのは、限度額一杯で沢山の人が納めてくれば、必要な医療費の額が確保出来る訳ですから。

そんなような事もありますので。ちょっと今ご指摘の北竜町がそういう状況で、沼田がそうだというのはどういう所に原因があって、例えば年齢構成だとか所得の構成だとか色んなものを分析していかないと、ちょっと分かりませんので、そういう意味で申し上げたんですが、その辺も十分担当の方で北竜町がそれだけ安いという事ですから、それは一体、例えば町費から5,000万円も繰り入れしているかもしれないし、そういう実態をですねよく調べさせて頂いて、次回の国保運営協議会の中で今言いました、山田議員さんからそういうようなご質問の内容を説明させて頂いて、是非ご検討頂きたいというふうに思っております。

一人当りの調定額というのは、例えばこれは11年ですけど、これ丸瀬布町がですね全道で一人当りは一番安いんですね。一人当たり50,979円となっています。それで丸瀬布町、医療費は安いのかというと全道の36番目に高いんですよ。何でこんなに安いだろうと、担当課長に聞かせてもらおうと、一人暮らしのお年寄りがたくさんいまして、その人達がいる事によって軽減をされているんですね。その分を国が若干埋めていきますから、そういう関係で、こういうアンバランスなあれが出ているんです。その時の11年度の沼田の場合は確かに、10年は52番目と言いましたけれども、11年度は8番目です。沼田は全道で、高いです。医療費の支出の方は、49番目。そんなふうになっています。ちなみに、11年度で1番高いのは、一人当たりですよ、一人当りののは、空知管内の南幌町ですけども、1番高いんですが、医療費は106番目。医療費の支出が非常に低いのに一番高い税金を取っている。その辺が単純に比較できません。

ちなみに、北竜町は医療費のランキングが110番目で、一人当たりが167番。確かにぐっと後段の方に行ってはおりますね、一人当りの。その辺ですから、もう少し具体的な内容を検討させて頂きまして、今、具体的に近い例がお話ありましたので、次回の国保運営協議会には、北竜町の実態がこうだという事も資料を添えて沼田のそういうご質問があったという事で、ご検討させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。

○6番（山田英次議員） はい分かりました。

○議長（吉田好宏議長） それでは、午前中は以上で終わらせていただきます。

午後からは、皆さん精力的にやって頂いておりますので、1時半から、午後から

開会を致します。宜しく願いいたします。

11時58分 休憩

13時33分 再会

欠席：岩寺監査委員、藤間収入役

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。引き続き一般質問を行います。14番、杉本議員。国道275号線の整備について質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員） 14番、杉本です。国道275線の整備について質問をしたいと思います。小泉改革については、どんどん毎日新聞で示されておりますけれども、特に道路財源については5兆6千億、10%以上カットしたいと、これが地方に響くだろうという評論でございます。そういう中で、ここに書いてありますとおり、生活に密着している国道275号線の歩道の未整備地区という事で、早く取上げてもらってはという事でございます。

ここに書いてありますとおり、老若年層の交通安全や生活確保という事ではありますが、特に最近お年よりのが免許を持っていたと、70歳を超えて80近くなると、若い人達がなるべく乗らないようにという事で、免許を取上げてしまう例が多い訳ですけれども、そういう方が・・・取上げてしまうという言葉が悪ければ、ちょっと消して頂きたいと思いますが、まあ乗らないようにという事でございます。

そういう事で、何人かの老人の方から、自転車ではふらふらするという事もあります。特に車線と歩道と言うのですか、あれは自転車道路になっているのかどうか分かりませんが、歩道の無い所は車線と土手の幅というのは、最近草の伸びが激しくて、舗装を割って出てくるという事で、まああれ90cm位あるのかと思いますけれども、実質は50cm位しか働きがない。そこを自転車で乗れと言っても、80の方が乗るとしたり、歩いたりしても中々厳しい条件でないかと、そういうことで最近免許を、取り上げられたんでなくて、しまわれた方は、何とかならないかと、そういう事で特に、沼田を見ますと西部地区については北竜地区まで、あらかた整備が成されているようではありますが、共成の方につきましては今測量しておりますけれども、ある方の話によりますと、交通量が少ないとそれは中々取上げてくれないというような事ではありますが、最近の情勢からしますと、そういった高校生の自転車が2列になって歩くとか、或は年寄りがどうも自転車、或は歩くのについては不自由をしている。そういう事からしますと、やはり国道という立場で、沼田の幹線を走っている訳でありますから、その生活確保という事について、早く取上げて頂きたいという事で、ひとつご検討をお願いしたいというふうに考えております。

それから2番目につきましては、これは篠田町長の時にも何回か質問した経過がございますけれども、市街地の街がおかしな字になっていますが、市内の国道275、

これについては以前質問したときには、町の方が、町の真中を走ってほしいんだと、それが商工振興に繋がるんだというお答えでありました。しかしながら現況を見ますと、必ずしもそういう状況にはなっていないと、老舗が撤退していく或は、商店がどんどん閉鎖していく、こういう状況の中で、275が町を走っている事が必ずしもそういう結果になっていない。かえって私ども、沼田に来るのについては、非常に不自由を感じている。そういうふうに考えております。従って、もう少しここに書いてありますとおり、高規格道路と平行するような形で、踏切りの無い状況に振り替えて頂いた方が、かえって私どもは広域農道の横から選択して、役場へ行く道、病院へ行く道、或は農協へ行く道という選択もできますし、私ども燃料を入れに来るだけでも、わざわざ沼田にくる訳ですけれども、非常に不自由を感じているという経過であります。

そういった意味やら、先般、置戸町の研修に行きましたけれども、やはり国道という事になりますと、色んな市街地の区画とか或は活性化の中では非常に扱いにくいと、道々であれば補助金も或は住民の意見も十分聞いてもらえる要素がある。そういうふうになりますと、国道を高規格道路に平行して走らすと、道々については3町内、駅に向かってT字型に走ると、そういう事が小回りの聞く市街地活性化対策にならないだろうかと、そのことについて特に今、町内の方で活性化協議会、或は検討委員会、或はワークショップですか、これらで色々検討している。そういうものを含めて、これからの275の将来を検討すると、こういう事の中身がとれないだろうかと、この2点でございます。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 1点目の275の歩道の関係につきましてはですね、今、杉本議員さんおっしゃられるとおおり、西部地区については、かなりの早いテンポで、早いと言ったら失礼ですけれども、順調に整備をされてきておりまして、今東部についても、それぞれ要請をしまして、建設課長の話ですと、最近色んな資料を求められていると言いますので、深川の道路事務所の方も本格的に取り組んで頂ける状況になってきたのかなと思いますので、私どもとしましても、橋の改良と共に合わせて、東部地区の道路改良については引き続き強く要請をして参りたいというふうに思っております。

ご質問にはなかった、市街地区の中でも一部、東1町内或は旭町の歩道についてもですね、前々から議会で論議を頂いている所でもありますけれども、この辺につきましては非常に難しい問題がありまして、早急にそれを改善するというのは中々難しい状況でありますけれども、出来るだけ危険の無いような歩道という事で、今申し上げましたような東部、西部につきましては随時要請を続けながら、改良要請をさせて頂きたいと思っております。

2番目のバイパスの関係ですけれども、これは今議員さんおっしゃられるとおり、前からバイパス、高規格道路に沿ったバイパスというお話がありましたけれども、おっしゃられるとおり従前出ていらっしゃった市街地区の議員さんもそうでありますし、一部にやはり反対の意見というのかなりありますので、今おっしゃいました町づくり活性化推進事業の中です、今、商店街のあり方だとか、市街地域の形成がどうあるべきかという、そういう論議も一緒にする事になっていますので、是非その中でそのバイパスの問題も論議を頂いて、これはやはり住民の合意が無ければ出来ない問題ですから、広く町民の皆さんの意見を聞きながら、どう進めるか判断させて頂きたいと思いますが、いずれにしても、今の状況ではですね、札幌開発建設部の話ですと、高規格道路を完成させるのが優先課題という事で、現在の中ではこのバイパスについては事業採択はされていないという事がありますから、もし事業採択に向けて動き始めたとしても、相当将来に渡っての課題となるのかなと、その辺は今申し上げました住民の合意が完全に出来上がりましてですね、早急にというような結論が出れば、これまた別ですけど、その辺今言った活性化推進協議会の中での動き等も見ながら、また議会のご意見も賜わりながら、進め方については又、検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 14番。

○14番（杉本邦雄議員）一再一 積極的に働きかけて頂ける様子ではありますが、1番目の関係についてはやはり、何年頃に、歩道が整備出来るかという事が大事だと思うんですね。取上げてもらっても、何十年もかかるという事であれば、中々生活道路、基幹道路としての役目が果たせない訳ですね。そこで、何年ごろに着工するかと、その辺がどういうふうに聞いておられるか、伺いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長） 年限の事でございますけれども、事務段階のお話ではですね、補足資料の児童、それから園児、生徒数だとか或は、自転車通学者の数とか、そういう事と、或は現状の写真等の提出を求められておりますので、その感触ではですね、来年度調査というような事で、まあ希望的観測ですけども、一部着工できればというような事で考えてはいるんですけども。是非、来年度調査には持ちこんで頂きたいという事で、今、要請を努めております。

○議長（吉田好宏議長） 14番良いですか。はい、次に町村合併お願い致します。

○14番（杉本邦雄議員） 町村合併については、室田議員さんから質問もございましたけれども、まあ前回も質問しましたけれども、殆どその町村の行政の中では、合併ということは考えていないかなと、そんなふうを考えておりますが、しかし最近のマスコミの報道によると、集に1回か2回は、必ず合併に対する報道が流れている。そういった事からして、或は先ほどもお話ありましたけれども、道内の市町

村合併に対する推進要綱を作るということで、道の方の町村の方でも、そういう取上げ方をするというごさいます。

そういった中では、合併特例法というのが16年で期限切れという事になります。或は、沼田町ももしかすると14年、16年の間に4千名を切ると、こういうふうになると交付税減の対象になると、そういった意味で判断の期間がそんなに長い間では無いのではないかと、そんなふうを考えます。それは判断という事は、合併を前提として進めていくのか、或は先ほど答弁されていた広域連合を模索しながらそれを進めていくのかと、どちらにしても中々難しい課題がたくさんあると思うのです。そういった意味では、町内の中で合併の検討委員会、こういったものを設置、前回の答弁では設置した方が良いという人もおったという答弁であります。これらについてはメリット、デメリットをどういうふうに町民に知らせるのか、そういった意味では検討委員会を設置して十分検討されてはどうかと、この事が1点であります。

それから2番目については、先ほど答弁の中で殆ど出ておりましたけれども、合併をしなければやはり、広域行政、広域連合を組んでしっかりとした体制を組まなければいけない。これには各町村、仮に広域連合を作るとすれば行政改革をもっと進めていかなければいけない。そういった面が出てくると思います。そういった面を含めてメリット、デメリットをどういうふうに何時の時期に示そうという考え方でおられるか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 既にご承知の部分もご説明申し上げ、重複するかもしれませんが、道のそれぞれの取り組みの中で、空知支庁ではですね、市町村の行財政検討会議というものを設けておまして、私どもの町からも財政課長と総務課の後藤主幹が参加をさせて頂いておりますが、それが今の段階では3分科会、南中北のそれぞれの地域に分かれた検討の部会に入っております。

支庁としてはですね、具体的な将来の数字だとかそういうものについては、中空知を重点に合併の論議が盛んに出ている状況なものですから、そこに重点を置いているのだと思いますけれども、南と北については様子を聞きますと、それぞれの市町村の考え方もあるからというような柔軟な対応を示しているようであります。そういう中で、先ほど室田議員にもお答えしましたように、今、私どもがやっていくのは広域連合、或は広域の事務を進めながら検討しながら、それでも駄目だというのが現実に幾らか出てきた時に、今言ったメリット、デメリットの問題になりますけれども、そういう段階になりました時点でやはり、最終的な判断をしなければなりませんけれども、当面私どもはやはり広域連合を模索しながらですね、さっき言いましたように関係の5町に、それぞれの担当する職員の配置を私どもの方から要請

を致しまして、町長会の所在地であります幌加内になるのか、沼田になるのが良いのか、秩父別になるのがいいのか、それぞれの考え方で検討しなければなりません、そういうものを設けてですね、専門的に検討していかないと片手間にやっていたのでは中々進まないだろうと思うのです。

そういうものを、先ほど重複しますけども、町長会に要請をしていきたいというふうに思っております。ちなみに先ほど申し上げました、広域事務の検討委員会というのは既に私どもも7月に、そういう合併という名称は使っておりませんが、そういうものを視野にいたした検討委員会というのを助役を委員長として既に町内に発足をさせておりますので、それらを活用しながら支庁の検討会議との連携をとって、そういうものを検討していきたいと思っております。

質問の町内の中に合併の委員会。これは昨年も議会で申し上げたかと思っておりますけども、私どもとしては自治区の、行政区の連合体を是非作りたいという考え方を前にも申し上げております。それを出来るだけ早くという事で、明日です夜、行政区長さんにお集まりを頂いて、来年早々にスタートできるような格好に、行政区の連合体を是非組織願いたいという要請をする訳でありますけども、出来ればこのような町村合併等の検討といえますか、私どももそこを通じて色々な情報を住民の皆さん、或は行政区の皆さんに提供する方法をとっていきたいという事で考えておりまして、今とりあえず、そういう体制で進みたい。

特に、先ほど申し上げました町づくり懇談会等の中です、合併の問題ですとか財政の問題ですとか、公共料金の問題ですとか色々今課題がありますので、そういうものを説明しながら、住民の皆さんが早急に町内を代表する合併に対する検討委員会を設けるべきだという意見があれば、十分またそれを検討して、住民の皆さんと共に検討できるような機関も考えていきたい。

ただ、今の段階で私どもが色々な方にお会いして、それぞれの場面で聞いている段階ではあまり積極的に合併を推進してほしいといえますか、すべきだという意見はあまり今積極的に、聞いている状況ではありませんのでその辺とも十分考えながらですね、今言った町づくり懇談会、色々なテーマがありますので、そういう中で論議をさせて頂きたいというふうに思っております。

それから将来的といえますか、色々な行政の当面する重要な課題といえますか、これ合併ひとつでなくて、色々な問題がまた出てくるだろうと思っておりますので、そういう住民の賛意といえますか、声が届くような、何箇所か制定をしている住民投票条例といえますか、そういうものも私どもとしては早急に制定をするという考え方を是非住民の皆さんにも説明をし、ご理解を頂いて議会にも提案をしていきたいと思っております。以上前後した答弁になりましたけども宜しくお願いを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） はい。

○14番（杉本邦雄議員）一再一 答弁の中に、町民の意見という事でございますけども、我々も不認識な部分がありますし、分からない部分がたくさんある訳ですね。で、町民の意見を聞けば殆どの方が合併については、おそらく賛成しないであろうと、そういうふうを考えます。

しかしながら私も、合併するのが賛成という事ではなくて、やはり合併なのか広域行政なのかを掘り下げるといふ、その中身ですね、色んな物を見ますと合併の奨励措置として、合併算定外とか、合併特例債とか、合併準備補助金ですか、それから合併の市町村補助金及び合併に対する交付金の特別措置、それに13年から更にこれを加えた補助金を創生すると、そんな事で一杯書いてある訳なんですけど、例えばこれについては、例えば合併債についてはこんな物が該当してやれるんだよというような事が分からないと、町民の方もこれについては難しい物だと言う事で、取り上げる事については難しいと思うのです。

それから、行政改革。例えば広域行政をすると、室田君の質問の他に、やはり自治体の行政改革。例えば事務事業の見直しとか、組織機構の簡素化、効率化、外部団体の統廃合等定員整理、或は適正化、民間委託の推進。市町村合併の～～これ色々文書には書いてありますけども、私どもにしてもちょっと難しい内容だなと。そう言った中で、できれば委員会の方にこういった、広域行政する時は、こういうような事を進めていかなければ合併とは太刀打ち出来ないとか、合併するならこういう奨励措置があるんだけどもどんなんだろうと、そういう事を委員会の方にも示して頂いて、我々がまず先に理解をしなければいけないだろうし、また、町の方でも町民の皆さんに理解をしてもらって、そういった条件を理解してもらって意見を聞くと、そういう段階を踏まなければ、やはり情報を公開していかないと中々、難しい内容だと思います。そういった意味で、そういった事を積極的に取上げてもらえるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 当然そういう公開といいますか、情報をお知らせするのは当然私どもの責務でありますから、それぞれの委員会にですね、今それぞれの検討委員会等が終わった部分もありますので、そういう中で得た資料、それらについて両委員会に対して担当の総務課の方で、それぞれ内容を周知させて頂きたいというふうに思っております。

宜しく願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長） はい、いいですか。次に、13番、絵内議員。温泉療法の積極的な推進と、福祉医療に温泉活用をについて質問して下さい。

○13番（絵内勝己議員） 13番、絵内です。温泉療法の積極的な推進をという

事でご質問をさせて頂きたいと思います。私達、生涯健康でありたいという事は、そういうふうに思うのは誰も同じであります。今日、急速に高齢化が進んでいる我が国におきましても、高齢者医療費の増大が大きな社会問題となっているのが事実であります。そういった打開策につきましては、細かい事は申し上げませんが、病院にかからない健康な高齢者を増すことだと思っております。そんな中、今日温泉を予防医学として利用するという事が健康管理の上において、非常に注目されているのが現実であります。

そんなところにおきまして、我が沼田町におきましても、優秀な財産であります幌新温泉。それぞれ近隣市町村たくさんありますけれども、沼田の温泉の効能は違うよという、それこそ初めて入った方におきましては、よくそういった話を聞かれる、そんな優秀な温泉があります。その温泉を利用して、温泉療養に積極的に私達町民と致しましても、それぞれ推進すべきだと思っております。そんな関係上、温泉を利用した保健事業を行っている市町村では、温泉の無い市町村に比べて、例えば老人医療費の伸びが低いというような事が、現実に各近隣市町村の中にも見えております。そういった事を考えました時に、私達沼田におきましても、温泉を使った療養的な、そんなひとつの推進を積極的に取り進めるべきだと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 絵内議員さんおっしゃるとおり、温泉の効用といいますか、素晴らしい物がありまして、これは7月の北海道新聞でありますけれども、道内では温泉を活用して健康事業をやっているのが、17市町村があるそうなんです、やはり医療費が減少している。また、削減されている。具体的な例もここに書かれております。慢性的な痛みには、シップを貼るよりも温泉が有効だというような事も書いてありまして、確かに素晴らしい物だと思いますし、それだけ私どもの温泉の方も効用があるといいますか、非常に素晴らしいものがあるというふうに評価を頂いているのも間違いのない事実でありますけれども、私どもの町としては、色んな老人の優待事業ですとか、体の不自由な方に対する助成事業ですとか、或はデイサービスなんかは月に1度、温泉を利用したりですね、色んな対応をさせて頂いている所であります。特に温泉の経営の問題もありますけれども、無料バスを運行したりしているんであります、それらがですね、具体的にどの程度までそれじゃあ、まあお金の事ばかり先程から申し上げて、申しありませんけれども町の財政上の中で何処まで容認できて、実施が出来るか。その辺をもうちょっと総合的に、来年の14年度の予算に向けて、単発的にそのお年寄りだとか体の不自由な方だとか、個々に個別にやるのではなくて、総合的な物事の考え方の中でどう扱うべきか、その辺をもうちょっと担当の課の方で検討頂いて、来年の予算の中で出来るだけそういうよう

な検討をさせて頂きたいと思います。ただ、大きな問題としては前の議会でも申し上げているかもしれませんが、規制緩和によって多度志線の撤退という大きな問題を今抱えていまして、町全体の、まあ西部地区の問題は別に致しまして、温泉を含めた東部地区を含めた、温泉の路線バスをどうするかという問題。これらの維持経費だとか、運行の経費がどれだけかかるかという試算がまだ出てませんので、そういうものとも合わせて、果たして温泉までの無料バスというのがそれで良いのかどうかという事も検討しなければなりませんし、若干のバス代を負担してもらって温泉の入浴の分を無料にするかという、健康上の問題からいけばですねそういう逆の発想もまた考えられるのかなと思っておりますが、いずれにしましても今申し上げましたように、健康維持としては有効な手段だいうふうになっておりますので、出来るだけの対応をさせて頂きたいと思いますが、総体的な検討をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、13番。

○13番（絵内勝己議員） 一再一 ただ今町長の方から、前向きに取り組みたいというお話でありましたので、それはそれとしましても、一つの例といいましょうか、沼田も沼田なりにそれぞれ色々と努力されてれている事は、今町長の方からお話頂きましたように、その事は認めたいと思います。

それで、これはひとつあれなんですけども、国民健康保健の中央会の報告によりますと、過去3年間で例えば国民健康保健税が下がったという、そんな一つの例があります。例えば長野県あたりですと、3年間で17.4%も国民健康保険税が下がっている。また、青森県あたりでも、9.6%も下がっている。また、北海道の北広島あたりでも8.4%も3年前から比較すると国民健康保健税が下がっているよという、そういった一つのデータの数字等もあります。

これは一つのデータでありますけども、そういった一つの温泉を利用する方法と致しまして、色々な方法等がそれぞれあると思うのでありますけども、そういった一つのものに対しまして、いくらかこんな一つの方法はどうかという事でのご提案をしてみたいと思う訳でありますけれども、例えば北広島辺りでやっておられるのは、老人クラブなどの団体を対象に温泉施設に健康講座を設けたりする事、また、健康相談等を実施するというような、そんなような事もやっているようであります。

ただやはり、今町長おっしゃるように温泉を利用する方法としてやはり、町としてあらゆる手段を講じてあげるべきだと、そんなふうに感じるのであります。今、温泉療法の予防医学としての前段申し上げましたけれども、位置付けが非常に明確化されてきておりますし、温泉療法の蓄積的なそういった一つの保健事業への活用へもまた、繋げていけるでしょうし、医療サービスの質を低下させないで医療費を減らす事にもやはり予防対策としても、この温泉を使う事によってのデータもあが

ってきているが現実であります。また、そんな一つの医療費の削減のために、温泉療法を介護保険や保健医療に積極的に取り入れるべきだというふうに感じるものがあります。

それで、私達町内において色々考えますと、先程町長答弁の中に、それぞれの東部地区ですとか西部地区の例を挙げてお話されましたけれども、それで温泉に入りたいんですけれども車に乗れない方々が、温泉に行きたいんですけどもという部分がある訳ですけれども、沼田まで来れば町営バスがそれぞれ無料で運行しておりますので、そういった中での温泉に入る事が出来る訳ですけれども、沼田まで来るのが大変だと、まあ息子さんに送ってもらえば良い訳ですけども、中々そうもいかない部分があるというような、そんな事も多々聞かされております。東部地区においてもそうであります。また西部においても、実際今、国鉄バスが通っておりますけども、国鉄バスが非常に丁度良い時間帯に、町営バスとの運行が出来るかといいますと中々、その中間で例えば沼田で、かなりの時間を待たなくては町営バスに繋がっていけないよという部分があります。

そういった事を考えると、そういった一つの入るための手段として、町としても少し手をこまめに使うべきでないのかな。そんなふうに感じます。また、今、沼田町でも和風園の改築等が計画されている訳でありますけれども、そういった一つの和風園の皆さん方の中にも、町の温泉のお湯なんかをもし、出来る事でしたら運んで来て温泉の中に入れてあげるといのも一つの方法でしょうし、色々な物があると思うのであります。また、もう一つの例と致しましては、例えば先程来、例えば国民健康保険税について色々各議員から、色々と話もあつた所ありますけれども、例えば国民健康保険に入りながら、1年間に1度も例えば利用されていないという方が年間30世帯前後が毎年あるかと思っておりますけれども、例えばそういった人達に、温泉の宿泊券だとか、また、健康管理に十分注意をするための方法として、手段も講じながら取り組むべきでないのかな。そんなふうに感じるところであります。

それらを考えてみた時に、やはり積極的なようするに温泉に入るべく手段をやるべきだ。そんなふうを感じるのであります。従いまして、自治体というのはやはり、少なくとも健康になつてもらうための私はもう少し手段を細かくやはり取り組むべきだと、そんなふう考える訳であります。私は今、幌新温泉の経営についてお話するのではなくて、あくまでも温泉を利用する事によって健康を保てる、そんな予防的な医学的な部分から、必要なんだよという事でのお話をさせて頂いた訳でありますけれども、今それぞれ例を申し上げた所ありますけれども、町長その辺如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 具体的にお答え出来ないかもしれませんが、それぞれ老人クラブ等でもですね積極的に利用頂けるような計画を組んでいるようでありますから、私どもとしてもやはりそれに対応出来るような支援も考えていかなければならないと思っていますし、特にそのバス路線が町営でやらなきゃならなくなった場合に、今までの例えば旭町地区ですとか、緑町地区の皆さん方がバスを利用する事が中々難しいという状況のお話も聞かされておりましたけれども、それが実現すると、例えば東予方面から上がってくるバスがそのまま温泉に入っていくとか、そういう事が実際に可能になる訳ですね。そうすると、もっと利用のしやすい状況になるのかな。

それと今御提言ありました、健康相談ですとか、健康教室だとか、そういうものを移動した場所で、温泉の場所を会場にしてあそこには体育館もありますので、そういう場所で集めて、こちらから保健婦だとか栄養士だとかそういう者が行ってですね、そこで指導するという事も可能だろうと思いますので、これらは来年の保健の計画の中で十分検討して頂ければ良いだろうと思いますし、具体的に今申し上げました、より利用のしやすいような方法をもう少し検討させて頂きたいと思います。

ただ、前々からご指摘のように、橋場議員さんからでしたか、ご指摘のありました温泉自体の施設がそうになっているかという、そうはなっていない現状だと思うのです。健康相談に行って、それじゃあ行かれた方達がゆっくりくつろぐ場所があるかという、そういうあれも十分なものがありませんので、そういうものも視野に入れながら、前々から要望のありますロビーの改善だとか、その辺も含めてちょっと来年に向けて検討させて頂きたいと思います。

いずれにいたしましても、温泉の側にしても一人でも多くの方が来ていただければ良い訳でありますし、健康保健だとかそういう会計からいきますと、温泉を利用する事によって医療費が下がるというあれが出ている訳ですから、出来るだけそういう利用して頂く、相互作用が出ると思いますので、十分14年の予算に向けて検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、13番。

○13番（絵内勝己議員） 一々々々 今町長の方から前向きにお話頂いた訳ですけれども、それで例えばバスなんかについてなんですけれども、大変しつこいようですけれども、町営バスが運行している間は良いんですけれども、町営バスが運行が終わってから夜ですね、入りたいよという、そんな一つの話もよく聞かされる訳でありますけれども、そういった時間帯においても出来る事であればやはり、町の何か一つの運行できるような状況に、私は持って行ってあげるべきだと、そんなふうに思う訳であります。私達沼田の温泉というのは、ご案内のとおり沼田町から7キロも8キロ近く離れているかなと思いますけれども、その点近隣市町村の、名前を

言って大変失礼かなと思いますけれども、秩父別だとか妹背牛町でしたらまあ、市内の中に殆どあるようなものですから、夜8時以降になりますと物凄く温泉に行かれる方非常に多い訳でありますけれども、私は確かに今、なんぼ車社会と言えども、ようするに車に乗れない方々、また、家族的に色々な面があつて色々な事で行かれない方々、そういった一つの方々が夜、温泉に行きたいんだけども行っても帰って来れないという、そんな一つの状況下も実際にあると思うのであります。

従いまして町長どうかひとつ、バスやなんかのそういった一つの運行を考えられる時に、どうか明年はひとつ夜もひとつ温泉に浸かってこれるような、そんな一つの配慮をひとつお願いしたいと思っておりますけれども如何でしょうか、町長ご答弁頂きたいと思つてます。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 夜間のバスの運行については、私も前に社長をやっていた時に、運行を実際にやってはいるんですけどね、中々やっぱり、思うような利用にはなっていないんです。まあ十分周知をしたつもりですけども、あまり長い間続いた訳ではありませんから、そういう面でのあれが無いのかもしれませんが、そのへんも含めてですね検討したいと思つてます。

特に私思っているのは、温泉に泊まったお客さんがですね、出来れば一般の方の入浴が終わって帰る時間帯と、向こうで1次会の宴会が終わって市街にバスが向かってくる時間帯とが合えばですね、おそらく温泉にお泊まりになっているお客さんも、1次会終わって沼田の飲食店街の方へ繰り出す場合もあるのではないかという想像をしてまして、その辺も温泉の職員には泊まって1次会が終わる頃には、こういうバスがありますよという事を十分周知をしてくれという話もしたんですけど、中々その辺もうまく行かなくて、今余りやっていないようでありますけども、その辺もひっくるめてですね、商工振興上の事も考えながら、当然そうすると片道だけバスがありますが、帰りは無い訳ですからハイヤーを使う事になると思つてますので、そんなような事も考えて今のバスの運行の経路、或は時間帯も検討させて頂きたいと思つてます。

○議長（吉田好宏議長） はい。

○13番（絵内勝己議員） 単なる温泉に浸かれば良いというのではなくして、ようするに、先程から申し上げておりますように、これから町こん等々がある訳ですけども、そういった一つの機会を通じながら温泉医学としての温泉療法の位置付けとでも言いましようか、温泉を浸かることによってそんな一つの健康上の予防策が取れるんだよという事の、説明についてのもう少し力の入れた、町民の皆様方に理解を頂けるべくPR等もしていただきながら取り組んで頂きたい事をお願い申し上げます、答弁ありません。以上です。

○議長（吉田好宏議長） はい、それじゃ次に、7番。橋場議員、公営住宅の修繕についてを質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） 7番。ここに書いているとおりなんです。例えば、南町で言いますと、窓の除雪をするのに軒下に入って、頭を上げたら下地が腐っててバサッとね頭にかぶさるといふ話も聞きましたね。前側の方はそうでもないのですが、後ろが大変そういう状況になっていると、それからトタンが、まあ年次的にやっているのは分かるんですが、軒下の近くに丁度、角あたりが錆びている所がずっと見えるんですよ。それで、年次的にやっているけれどもそういうトタンの葺き替えの期間、間隔を狭めるとか、塗装の間隔ももっと頻繁にやるというような事が必要でないかなと思っています。

それから壁穴から小鳥が出入りする所は、課長がわざわざ行って見て来てくれたそうですけど、まあそんなにたくさんある訳じゃないですけど、そういう所がたくさんあります。それでやはり、営繕をやっている佐藤さんとだけではなくて、できれば業者の人ともこのトタンの傷み方は張り替えた方が良いのか、それとも塗っただけでいいのかという事を、検討したほうが良いのではと思うのです。

例えば南町では本当に雪が滑らなくて困っているという訳なんです。だけど今年塗装して、雪滑るようにしたけれども、トタンの傷みが激しくて来年か次の年くらいに張り替えなければならないという事であれば、今年中にやるのは無駄なような感じもしますから、今年1年我慢してもらって来年葺き替えをするというような事も考えながら、きちっと年次計画でやっているようですけども、もっとその間隔を狭めて、住民の人が本当に暮らしやすい状況に、家賃が安いとか高いとか関係無くやはり、住民の人が本当に人間らしい家に入っていると思えるような状況を維持してやる必要があるのではないかと思いますので、是非やって頂きたいと思えます。

それからですね、西町の公営住宅。議会広報に答弁を書きました所、そういう検討も含めて、間引きするという事も含めて検討しますという答弁を書いたはずなんですけど、間引きされたら困ると、私達ずっとここに住んでいたいんだという事がすぐ、こちらの方へ要望として来ました。そういう事を考えますと、やはり新しい所を建ててそこへ移されると、結局家賃が高くなる。今の状況で、とてもこれ以上、今よりも家賃が高くなったらとても生活できないという、そういう心配もありまして間引きしないでここを残しておいてほしいという事らしいんです。そういう事がありますので是非、間引きをしないで、雪の対策をなんとかするという事をひとつ考えてもらいたいと思うのですが、どういうお考えでおられるかお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 1点目の小破修繕、屋根のトタンの関係も含めて、それぞれ年次計画をはじめ、予算の時にそれぞれ資料を頂いて随時希望者の皆さん方の、

入居者の皆さん方の希望を取り入れながらやっている訳でありますけども、まあ色んな点についてのご指摘がありまして、出来るだけそういう努力をさせて頂きたいと思いますが、細部に渡っては財政課長の方からちょっと補足の説明もさせますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

西町の公営住宅につきましては、すぐに間引きをするという訳ではありませんけど、吉田議員の方から質問がありましたように現状の中で、あそこの除排雪をするという事は中々出来ない。申し上げましたように、中にロータリーが入りますと、配管が潰れたりですね色々な問題が生じてきますので、難しいだろうと思ひます。それと、私も今年の冬に行ってみましたけども、入っている方全員が自分の区域をきちっと除雪を、やるべきことをやっているという事ではなくて、場所によっては橋場議員さん言われるように、屋根と続いてしまつて屋根の軒がいつちやうんではないかと思ひぐらいの状態に入居されている方もいらっしゃるんですね。

ですから、そういう所の指導を徹底しながら、出来る範囲で危険のないような状況をどうやって保つか。その辺はもう少し建設課の除排雪を担当する方に検討して頂いて、担当の財政課とも協議を頂きながら出来るだけの安全確保の努力はさせて頂きたいと思ひます。

ただ申し上げましたように、将来的にはやはり、そういうものを早く改善しなさいという事になりますと、空いた所には入れないでおきまして、それを出来るだけ早く間引きをして空間を確保してあげるといふ方法が最良なのかなと思ひておりますが、出来るだけ入居者の皆さん方の理解を頂きながら、最善の努力をさせて頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） 財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 橋場さんの方からのご質問の件でございますけれども、南町団地の住宅でございますして、私ども営繕の者と一緒にそれぞれの住宅を見てまわりました。おっしゃられるとおり、軒天が裏の方になる訳ですが、水を含んで若干膨れてきているというのが実態でございます。一部、鳥が入れるような破れの部分が見受けられるという事を確認を致してきておりますので、これにつきましては早急に営繕修理するように、手配を致してございます。

それから、壁に穴が空いている件につきましても、これはきっと雪壁が出来た時に地域の方がツルハシか何かで、叩いて落としてくれた結果、スレードの板にぶつかつて穴が空いたものかと、そんなふうと思われる訳であります。これについても中にコンクリートの壁がございまして、とりあえず生活に支障はありませんただ、空いている状況ではうまくないので、これについても塞ぐように指示を致しております。

いずれにいたしましても、小破の関係に致しましては、年度当初、一括予算の経

常をして修繕できる部分についてはご連絡を頂ければ、すぐ対応出来るような体制をとってございますので、私どもが確認出来ない部分で、地域の人で修繕が必要だとすれば、ご連絡を頂ければ対応させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 次の方へ移ります。今町長が、南町の人達で、入居者の中にも除雪を十分しないで屋根と下の雪とがくっついている所があると言っていましたけれど、一番管理悪いのは町がやらなければならない、空き家管理なんですよ。ここが屋根潰れそうになって、へっ込んだりしている状況なんです。そこでですね、2番目に季節建設労働者の冬期技能講習の中身なんですけど、実は今年度からまた、法律を、時限立法ですから、6年間終わって今年から新しくなる訳なんですけど、なんとという名前を付けられるのか知りませんが、今までは冬期技能講習だった訳です。その前は職業講習とってね、今度はなんとという名前か分かりませんが、ただ中身として分かっているのは、今まで20日間以上講習を受けると、1日なんぼとって、20日間で11万6千円とか7千円という事で決まっていたわけなんです。その中にですね、建設機械の運転免許を取ったり、それから作業主任の高所作業だとか、足場組み立てだとか色々ある訳ですけども、この講習を2日ないし、長いやつでは4日講習を受ける訳なんですけども、これを受けた期間を20日間のこの技能講習を受けた日として数に入れていたんです。ですから、20日間の期間に外れて機械の講習があるとすれば、これは一応もし1ヵ月後にある機械の講習、或は他の講習にですね、何かの事情で行けなくなるとこの人20日間の講習を受けた事になら無いものですから、こういう時期をはずして受ける人については20日間講習を受けてもらうんですけども、そうでない、講習期間内に機械やそういうものを取れる講習がある時には、そこに行って4日間その講習を受けたら、その学習のただ講義を受けるほうは4日間、来なくても良いことになっていたんですよ。

ところが、今年度は1月から3月までの間に行うんですけども、そういう今までやっていた委託講習という名前なんですけども、この講習を4日受けなきゃならないと義務付けられてしまったんです。そして、そういう4日間の講習、今まで委託講習と言っていたんですけども、その委託講習を受けられない人は16日分しか講習受けられないんですよ。ですから、だいたいその講習を受けられない人は、16日、4日分ですから大体2万円は減収になってしまうんです。で、実際には、委託講習というのは70歳にもなったり、近い人達はいないんです。実際に機械運転したって、どうしようもないと、それから女の人も行かない。それと更に、殆ど俺は受けてしまっている、持っている人もいますよ。そういう人は自動的にまあ、4日間減ってしまうという。最も、技能講習を受けに来ている人全部が、じゃ4日間委託講習を受けるといったら、受け皿が無いんです実際には、そういう無茶な事

を決めてね、今年やろうとする訳なんです。これによって、減収する分をなんとか町として対策を、私達としては道に対してもその分の対策を取れという要求はしているんですけども、まだするという回答はありません。

それで先程言った、空き家の対策の除雪。実際には、公営住宅の空き家のとなりに入っている人は、大変な迷惑をしているんです。ですからそういう所の除雪をね、きちっと町として頻繁にやるようにして、この季節労働者の人達の生活対策を立てて頂けないものかなと考えている訳ですがどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 滝川の職安ではまだ、具体的な数字の内容が入っていないという事でございまして、今橋場議員さんがご質問されたその内容についてまだ、確認が出来ておりませんが、そういうような実際に内容が変更されてですね、今おっしゃられるように、町がやっているものでそういうものに対応できるものがありましたら、それはそれぞれ担当課と又相談を頂いて、実施することが可能だと思いますので、是非内容が固まり、私どもにもそういう通知が入ってくるだろうと思いますので、もう1度その時点で、実際に実施した時の色んな障害になるものがないかどうか検討させていただいて、そういうものが無いとすれば、今言った公営住宅の空き家の除雪ですとか、そういうものに対しての対応も可能かと思っておりますので、十分話し合いをさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 全くそういう事なんですよ。具体的なことをひとつもきちっと決めていなくて、こういうふうにやりますという事だけははっきりしているんです。4日間そういう講習を受けなければと言うことははっきりしているんです。去年の段階からですね、それで書類、結局ね私達12月に入って職安で、集めてもらって講習を受けるんですけど、今年の実業はこうだというんですけど、その時点でまだね、印刷物が出来ていないなんていう事があるんです。で、6年間やったやつと今度違いますから、法律が変わるからね、今まで残った資料は全部投げて、新たに書類を作らなければならないんです。本当に無駄なことをやっているんです。

私達にしてみれば、今までのやつをそのままね、金額だけを増やしてもらおうとかそういう事でやってもらえば季節労働者も大変助かるし、無駄も少なくなると思うんですけども、そういう状況なんです。ただ、2万円少なくなるという事だけは、はっきり決まっているので、それと道としても町やなんかにお金を出してやらせる、その分何かにしなさいというような事も全然今やってませんから。そのことは一応要求しながら、町で、町長今、そういう対策をすると行って頂いたんで是非、お願いしたいと思っております。

できれば、季節労働者の人達にね、そういう状態で減収した場合に仕事を、除雪

なり何なり用意をしたら出れますかという事を一応アンケート取らないと、分からないですよ。そういうの一応とってもらう事もして頂きたいなと思っています。

○議長（吉田好宏議長） はい、次中小企業対策について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） はい、これはここに書いてあるとおりなんです。年末になってやはり、普通の月ですと、次の15日なり20日なりのね、支払いの日まで賃金を待っても良い訳なんですけど、お正月に向けてはやはり何らかのね、手当も出すような会社がたくさんあると思うのです。そうすると、工事費がまだ入ってこないうちにそういう労賃の手当をしなきゃならないというような状況の中で、貸し渋りがあると大変困るといような業者の方の心配もあります。そういう点で、町としてですね、そういう事の無いようにという金融機関に対する、ここは農協と信金ですけども、そこに対して町として話し合いを持って頂く必要があるのではないかと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 従来は商工会と十分連携をとってやっている訳でありますけども、仮に今町がやっております中小企業に対する特別融資枠につきましてもですね、現在のところは枠がまだ余っている状況がずっと続いているという事で、それは特定の方が借りて、あれするものですから、平均的にどうかという事は分かりませんが、今の状況でそういうあれが余り無いという状況だというふうに商工会ではおっしゃっているようでありますから、まあ年末に向けては良く、山田議員さんも副会長で、商工会にいらっしゃいますので、その辺よく把握をさせて頂きまして、12月また定例会もありますので、色々な具体的な対策が必要な時はまた議会にもそういう提案をさせて頂くような事もあろうかと思いますが。現状の中では、そういうようなあれが余り聞かされていないという状況でありますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番よろしいですか。次に、福祉、医療改悪について質問して下さい。

○7番（橋場 守議員） 参議院選挙前にですね、小泉さんが総理が、あの人は総理になるのに、日本を変える。自民党を壊すといって総裁になった人な訳なんですけど、自民党をどういうふうに壊すのかという中身はひとつも言わないで、総理になった人なんです。改革、改革と言うけれども、たとえば、これまでやった政策が国民にとって非常に、国民に痛みを押し付ける内容であったので、ここが悪いからこういうふうに直すというような、そういう改革をしなきゃならない原因とするべき道筋というのは一つも明らかにしないまま、参議院選挙勝利をされてしまったという状況なんですけど、実際その選挙の中で小泉内閣の進めようとする改革は、国民に痛みを与えるものだという事をいったのは、私達の党だけなんですけど、今、進め

られてきているそれが、益々明らかになってきて、そのとおりになっている訳なんですね。

それで、ここに書いているように、医療制度で言えば現在の政府干渉や組合健康保険ですけれども、国民健康保険じゃありませんけれども、この健康保険本人の現在2割負担なんです。それが3割負担にされるという事なんです。それから、老人医療費については現在今年1月1日から、原則1割負担という事で、上限はあるんですけども、これまで通院でありますと去年の12月31日までは1日530円ですんだんですよ。老人医療の場合。入院についても1日千何百円という事だったんですがね、それが実際に1割負担ということになりまして、私、8月に2日間検査入院したんです。それで、もし去年中に検査入院しましたら、確か食事費も含めまして、3,000円かそのくらいで済んだ筈なんです。ところが今回は1万6千円なんぼ取られました。これほど改悪されているわけなんです。これを更に1割負担を2割負担にして、将来は3割負担にするという内容なんです。そして、老人医療費につきましては、今70歳からやられているやつを、75歳まで引き上げるという中身です。そして、全ての老人が、今までは収入が少ないと息子さんや何かに扶養として、そこで健康保険を入れてもらえた訳ですけども、すべての老人を全部別な保険でもって、きちっと国民健康保険と同じような保険料を取るという中身もあるんです。これでは大変な状況になるので、この制度は絶対に改悪をさせてはならないというふうに私は考えています。

で、先程国民健康保険の問題がありましたけれども、老人医療に対する国庫負担の割合は1973年に老人医療を無料にしたんです。それ10年で止めまして、83年に今の老人保険制度を作った訳です。この時には、国の負担割合は44.9%だったのが今年31.9%とあって、12%も国の負担額が減っているんです。これが、老人医療の引き上げに繋がっている訳ですけども、こういう状況になっている。そして、国民健康保険や政府管掌の保険から、拠出金で老人保険が賄われている訳です。国の出し分がずんずん少なくなるから、本人や各健康保険会計からの持ち出しが多くなるというのは当たり前の事で、保険財源を非常に苦しい状況にさせています。

これがもっとそういう状況になるという事は許されない事で、なんとしても町村会でもですね、反対の立場をとって頂きたいなと思うのですが如何でしょうか。

それから次の問題ですが、社会保障というのは今の資本主義制度のもとで、非常に社会制度そのものが不平等を生み出す中なんです。市場原理と言ったら、ようするに強い者が勝って弱い物が負けるという事ですから、最大限の利潤を追求するという、そうしなければ相手にやられるというこういう悪循環の社会の仕組みでありますから、当然不平等が生まれてくるわけなんです。その不平等を是正するのが国の役目として、払える人から税金をもらって、それを色んな社会不平等の中で困ってい

る人達に再配分するという事が、税金の使い方だと思ふ訳です。そういう意味からですね、医療制度や福祉制度の改悪というのは絶対許されるべきでないと思ふています。

2番目の介護保険の問題ですが、町長のこの行政報告の中にですね、この介護保険の段階別内訳というのがありまして、第5段階が48,060円となっているんですけど、私の所へ来た通知書では、6万円になっている筈なんですけど、これはどうしてこれは違うのか、来月から10月から全額取られると6万なんぼですと来ているんですけど、これは4万8千円になってますよね。この中に書かれている、普通徴収というのがありますよね、これは年金が1万5千円以下の人なんですよね、月額1万5千円以下の年金しか貰っていない人が142名いると、それなのに第5段階にその1万5千円以下の年金しか貰っていない人が4名いるというのは、収入はこの人はどこかの社長さんか、何かで、色んな収入があつてそういうふうになるのかなと思つていますがけれども、第1段階、第2段階、3段階の人達の中で、1万5千円以下の人128名もいる訳です。この人達は相当それしかないとしたら大変な事になると思ふのです。

そして特別徴収、これは1万5千円以上を超える年金の収入のある人達ですけど、これでも3段階まで相当な数がいます。この人達はやはり殆ど住民税の非課税世帯だと思ふのです。そういう人達の中から、生活保護に近い、以下の人もいるんですけども、それに近い人たちが大分いると思ふのです。こういう人達にですね全額、今までの半額でさえ大変なのに、その倍を保険料取られるとなったら大変な問題なんで、是非、全国各地に介護保険料の減免の町村が出来てきています。例えば、滝川では第3段階に保険料を徴収される人が、年金の収入がこれだけという場合、少ない場合には第3段階でありながら、2段階の保険料しか取らないとか、そういう減免の仕方を各市町村でやっています。

そういう事を是非、やって頂きたいと思ふ訳ですが、そういう支援策を考へておられるかどうかですね、1973年に老人医療費が無料になった時には、その当時70年代というのは革新勢力が凄く全国的に自治体を握つた時代です。東京・大阪・京都こういう所で、国に先駆けて老人医療費の無料化を始めたんですよ。そして、県段階だけでなく市町村の段階でもそういう事をやるところが増えてきた。それに押されて、国は止む無く70歳以上の医療費を無料にした経緯がある訳です。

ですから、各自治体からこの介護保険の不備というか、非常に老人世帯の生活に合つたようなものではないという事ですね、声を上げる事によってようするに支援策を作る事によって、国が見直さざるを得ないという所へ追い込む必要があるという立場から私は是非、低所得者への支援策を考へてほしいと思ふています。

○議長（吉田好宏議長） はい、町長。

○町長（西田篤正町長） 1番目の、福祉・医療の改悪という問題の医療制度の関係につきましては、これは実際にそれぞれの年金の生活をしている皆さん方ですとか、高齢になった方にとっては非常に重い負担になるだろうという事は私どもも考えております。仮に、3割の負担になっただけでも、その病気によっては相当の負担になりますから、それは大変な事だろうと思えますけれども、町村会もそうでありますけれども、やはり抜本的に将来に渡って医療制度をどうすべきなのかという、具体的なあれが無いんですね。ビジョンが無いと言いますか。ですから、医師会に押されたり、関係団体の皆さん方の力関係だとか、そういう表現が適当かどうか分かりませんが、そういうような関係で、時期をずらしてみたり、押さえてみたりという、そういう手加減をするものですから結局は何年か経ちますとまた、大幅に改正をしなければならない。それが又、国民の皆さんのとか住民の皆さんの大きな負担になっていくという事です。

本当に将来的には年金の推移を含めてですけれども、国民の生活と申しますか、年金者の生活がどういうふうになるんだという推定が出来る訳ですから、将来に渡っての推計をして、それじゃ医療費に相当する保険料と申しますか、医療費はこういうふうな制度に改正しなければならない。それから、先程言っていました国民健康保険の事もそうですけども、その場合の国の財政負担はここまでしか出来ません。それじゃ一般の方はこういう負担になりますよという大枠の将来に渡ってのビジョンがないものですから、それが出来ればですね、今言う小泉内閣の表現でありませんけども痛みを伴っても、それを国民が理解を示して、止む終えないと、やはり高齢者の皆さん方の今までの生活、これからの生活を支えてやるために、例えば若い人がこれだけの拠出が増えても仕方がないよという合意に達するようなきちっとしたものを作るべきだと思うのです。それが無いものですから、どうしてもこういうような結果が後々に出てくる。

これは町村会でも先程も言いましたように、非常に国保財政に対する支援もきちっとしなさい、或は医療に対してもですねもう少し将来の見えたものにしなさいというような事の要望をやっておりますから、私どもとしてもやはりそういう地域住民の皆さん方の声を、そういう場所に伝え、やはり安定した将来の生活に不安のない状態で、将来設計ができるような、そういう事の出来るようなものを示していただく。それは、極端に言うとな今の消費税を例えば福祉の医療のそういう分野にまわしたり、福祉の分野にまわしたりという特定財源に切り換えることだって、これは仮定ですけど、そういう事だって国民の皆さんの理解を得る場合もあるだろうと思うのです。

ですから国として、将来の推計は勿論そうですけども、そういうものがどうあるべきかという事をしっかり示すべきだと思うのです。そういう要請と申しますか、

声を大きくしてやっていかなければならないと思っております。その事が、今の老年よりの皆さん方がやはり、少ない年金ではありますけれども将来に対する不安があるものですから、懐からお金を離さないという、それが不景気に繋がって行く一つの要因もなっていると言われておりますから、その辺はやっぱりもう少し明確にして先行きが分かるといいますか、そういうようなものをやはりやるべきだと思っております。

2番目の介護保険料につきましては、町も出来る限りの事ということで、施設に利用されている方、或は町単独でも色々介護保険料の減免等も実施しておりますけれども、先程から申し上げておりますように、お年寄りに対する或は、介護保険も含めて町としてどうあるべきかという事だろうということと思うのです。全ての物事に対してやるという事は、これは至難の業でありまして、出来る状況ではありませんで、住民の皆さんが選択する順位はどうなんだろうかという事をきちっと、私ども内部でも予算の査定等も含めた中で論議をさせて頂きまして、検討はさせて頂きたいと思っております。

しかしながら、今実施している介護保険料の減免ひとつにしても、国はこの減免をやっている事に対してペナルティーをかけて来るという事になっておりますので、うかつにその事を実施しますと又、交付税の削減といえますか、そういうようなものに繋がってくる可能性もありますので、より慎重に財政を担当している分野とも連携を取りながら、出来る範囲内の事で検討させて頂きたいと思っております。

勿論、橋場議員さんおっしゃられるとおり、そういう支払いが困難な人達に対する支払いといえますか、そういうものが国に対して改正するといえますか、もう少し緩和をするようにという要請は勿論させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 今年末で、国と地方の借金が660兆円以上という、とてつもない金額になるんですけども、これだけ借金作られたけれども、私達の生活状態をみると良くなった所は一つも無いですね。農村では米の価格が下がって、農産物の価格が下がってやっていけるかどうかという状況。過疎化されて商店街の人達どうやって商売続けていこうか、どうして660兆円以上の借金が何処に行ったのだろう。私達の生活を向上させる何の役にもたっていないのではないかというのが、私達生活していて実感じゃないかと思うのですね、やはりこの所をしっかりとつかんでおかないと、国に対して要求する足腰も弱まるのではないかと思うのです。

ようするに無駄があるという事だと思うのです。無駄な事を行ったために、国民の暮らしは何も良くなっていないという、その無駄は何処にあるのかという事をしっかり見極めないと、私は国に対して要求する足腰がぐっと弱くなってくのではないかと思うのです。つまり、今度何か、請願も道の方から請願も出てきて、道路

財源の問題が出てきますけどもね、全く無駄な道路を作っているんですよ、本州の人が来て北海道のずっと道東の方の道を走っていたら、60 ㎞という制限速度だから、60 ㎞で走っていたら、後ろから 80 ㎞以上でびゅっと何台も車が抜いていく。これだけ走れるのだから、北海道には高速道路はいりませんねとこの間、道新に出ていましたよね。そういうふうな所に、それから関西空港だとか色んな事がありますけども、そういう無駄を省いてちゃんと憲法に定められた福祉の向上という事を常に進めていかなければならないので、改悪するというのは憲法に違反するんですよ、常に向上に努めなければならぬとちゃんと書いてあるんですよ。ところが、向上に努めるどころか、益々悪い方向に行ってしまうので、ここをしっかりと掴まないとやっていけないのではないかと思うのです。

それで、介護保険の問題ですけどね、これは老人だけの問題ではないんですよ。私時々使うんですけども、使わせてもらう言葉があるんですけども、子供叱るな来た道だ、年寄り笑うな行く道だというんです。今の若い人全部、行く道なんですよ。ですから老人医療費やそういうもののしっかりした基盤を造っておくということは、今のお年寄りだけではなくて、後から来る若い人達のためでもあるんですよ。ですから私は、この点では遠慮無くお金を使って良いんじゃないかなと考えています。そういう意味で是非、前向きに検討しますと理事者が言うのは、やらないと言う事と同じだというような講習を受けた事がありますけども、そんな事にならないようにひとつ宜しくお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですね。次、8 番。大沼議員、緑町公営住宅（7 町内）の駐車帯の確保について質問して下さい。

○8 番（大沼恒雄議員） 8 番、大沼です。無駄を省くという事が、後々町民国民の為になればいいかと、さすがに橋場先生のご高説のとおりなんだろうけども、ただ、そういった事は色々難しいと思いますけども、小泉さんは自民党を壊して頑張っていく。そういった言い方もしていますので、何とかご理解も賜りたいとこのように思いますけども、緑町の公営住宅、通告書のとおりでございます。ただ、公営住宅が出来てから道路を作ると環境的には非常に良い物が出来ています。例えば、緑ヶ丘の3階建ての4棟ですね。あそこはA B C Dとありまして、住宅が建ってから道路環境を作っておりますので、非常に環境が良くなっております。

ただ、その前に建設の所の道路はですね、住宅の後に道路を作っているものから、今まで平らだった所が高くなってしまって、例えば使っていた空き地ですとか、車庫等が使えなくなってしまったという不備が出てきています。それで今回、恵比島旭町線の道路に伴ないまして、全然車が置けなくなるのではないかという懸念を受けているんですよ。それでたまたまこの間お尋ねした所、町の工事では無く道の工事なので、道はそのまま歩道として縁石を高くしていくよという話があって、

それが本当かどうかという事なのですが、出来れば住民が住んでいる訳ですから、住民が住みやすいそのままの環境の中で、綺麗になれば一番良いのかなと思うのですけれども、その事について町長どうお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） ご質問のですね、こちらから上がって行きますと、左側の公営住宅の関係でありますけれども、従来から車の止めていた所は駐車帯では無かったんですね。たまたま用地があったという事で使っていたんですけども、私も公営住宅に10年もいましたから入っている人に見てみますと、非常に便利な空き地といいますか、そういうあれで利用させていただこうと思います。今回、歩道を整備する関係でその部分が上がって行けなくなるという話を担当課の方から聞きまして、今担当課の方のですね、土現の出張所と盛んに詰めているんですけども、出来るだけ低縁石と言いますか、段差の無い縁石にして、従来どおり上がって行けるような状態を確保してほしいという事で、今、土現の方と折衝中でありまして、もし担当の方であれでしたら私どもも出掛けましてですね、出来るだけ住民の皆さんの利便の図れるような状況であれしていきたい、要請していきたいと思っております。仮にどうしてもそういうような状況にならないのであれば、今の公共駐車場等もありますので、その辺の利用も考えていかなければならないのかなと思っております。将来的には、どうしてもそういうものが、まあ歩道も安全上必要でありますし、その辺との考え方もありますから、自宅の近くになれば不便だという声もあろうかと思っておりますけれども、今の町内会館のある、あの辺も視野に入れながら、もしそれが実現出来て、不便さがまだ残るという事であれば、将来的なこと考えて、その辺の駐車帯の整備もやっぱり考えていかなければならないのかなという思いでいる所でもありますけれども、いずれにいたしましても、現状で出来るだけ維持出来るように、最大限努力をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） はいよろしいですか。はい。以上で、町長に対する一般質問を終わります。

（教育長への質問）

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長に対して一般質問を行います。13番、絵内議員。中学校教師の人事について質問して下さい。

○13番（絵内勝己議員） 13番、絵内です。中学校教師の人事についてという事で、教育長にお伺いを致したいと思います。今日、少子化時代を迎えまして、子供さんの教育が非常に難しい時代を迎えております。幸いにして、沼田には青少年

の凶悪な犯罪が無いから、まだ良い訳でありますけれども、今日子供さんは、兄弟が少ないために俗に言う、我慢の出来ない子供さんが多くなっているのが実情かというふうに考えるのであります。そこで、そういった子供達の教育の一つとして、私は全てだとは申しませんが、教育の方法の一つとして団体で出来るスポーツを採り入れる事によって、そんなひとつの教育を出来る面が私はあるというふうに考える訳であります。

そこで、今小学校にはリトルポプラーズというバレーのチームを作り、子供さんそしてまた父兄・先生とそれぞれ表裏一体となって、頑張っている所であります。また、今年はお案内のとおり全道大会に出るほどであり、そういった子供さん達が今度中学校に入られるに当りまして、バレーの指導の出来る先生がいないため、バレーが出来ない訳でありますけれども、そこで、14年度に向けまして、それぞれ上の方に向かって道教委の方に向かしまして、バレーの出来る先生の要望をすべきだというふうに考えますけれども、教育長そのへんのお考えをお聞かせ頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） バレーの出来る先生の配置という事でございますけれども、今、基本的には教育過程の中で適正な先生の配置ですね。今現在、中学校には12名の先生方がいらっしゃいますが、その中で体育の免許教科を持っている方が、1名配置しております。この先生はですね、今、バレーの出来る先生という事でございますが、この先生は非常にバレーの上手な先生でして、この先生によって今、中学校のバレーの授業と部活を担当している筈でございます。

その中で、今小学校大変5年生、6年生優秀な、リトルポプラーズですか、これから全道大会にも出るというような、全体的なレベルアップをされている。この生徒達が中学校に入っても、全員が入ってくれるかどうかはまだ、不確定ですけれども、いずれに致しましても今の体育の先生の中で十分に、間に合っていると私は理解しておりますが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 13番。

○13番（絵内勝己議員） 一再一 それぞれ団体スポーツには、バレーもありますし、それぞれのものである訳ですけども、そういった一つのスポーツのもう少し徹底した、まあ小学校・中学校においては部ではありませんので、あくまでもボランティア精神という形でしか取り組めない訳でありますけれども、やはり今お聞き致しますと、そんな一つのバレーに対しましても非常に部員数も少ないせいもあるのかも知れませんが、何か消極的な、今教育長はそんな一つの出来る先生よという、お話でありますけれども、非常に消極的な形で実際に動いているのは、余り活発に動いていない。大変失礼なのかもしれませんが、そんな状況下のように聞か

されております。

できるだけやはり、積極的なやはり取り組んで頂けるような方針にもっていけないものだろうか、その辺如何でしょう。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 実はですね、中学校のバレーの今部活をしている状況ですね、これをみますと、1年生2名、2年生3名、3年生が1名で計6名しかいないんですね。ですから、先程少子化という話がありましたが、その40名前後の生徒の中で、今クラブ活動が実質6クラブがあるんですね。その中に全部、今、加入率が87.5%のようですが、いずれにしてもバレー部に入る人が僅か6名しかないという、こんなような状況の中ですね、非常に活発に部活をするにも出来ないような状況だということなんです。

それで、今議員さん言われるように、この沢山の生徒が入ればですね、お互いに二手に分かれて切磋琢磨して練習するという事になりますので、今の校長の話ですと、現在の体育の先生で十分対応出来ますと、それで時間数でいきますと、だいたい週3時間。ですから今、学級は4学級なんですね。その12時間ですから、十分に一人で間に合うと、まあだいたい大きな所で18時間から20時間担当しているそうですから、それは大丈夫だという、こういう話でございますので、今の所は今の先生に頑張ってもらいたいところでございます。

○議長（吉田好宏議長） 13番。

○13番（絵内勝己議員） 一再々 確かに数字的にバレー部だけ言えば、色々な面において、そんな一つの面があるのかなという感じが致します。確かに人数が入らなければ、当然今6人制であっても、最低少なくとも模範試合が出来るような、紅白試合するにしても最低12名以上ないと、どんな形であっても出来ない訳であります。やはり、そういった意味におきまして、その積極的に実際に取り組んでおられるのかどうなのかな、というのは私自身今、不勉強だったのもあるのかもしれないけれども、机の間から中学校へ行っては中々バレーの指導を徹底してやってくれる先生に、大変今担当されている先生に失礼なんですけれども、どうも遭遇されていないかのように聞かされている訳であります。そんな観点から、今日こんなふうにしてご質問させて頂いた訳でありますけれども、そういった面において、子供達また父兄の方からそんな一つの積極的な要請に対して、学校長は対応出来るというのは、それは事務的には確かにそのとおりだと思いますけれども、実際面において父兄の皆さん方からの声というのは、決してそうでないんです教育長。だから、それに対してどのようにお考えなのか、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 十分趣旨は理解したつもりでございますので、検討

していきたいと思いますが、ただですね優秀な民間の方がいらっしゃる訳ですね。すでにそういう専門の方も、呼んで、派遣してですね一緒にバレエ教室も開催しておりますので、今後の人事の参考にさせて頂きたいと思います。

そんな事でご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了致します。暫時休憩致します。

14時59分 休憩

15時20分 再会

（一般会計等決算認定）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第6、認定第2号。平成12年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年どおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）認定第2号。平成12年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成12年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成13年9月13日提出。沼田町長名でございます。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。

（山田監査委員、登壇）

○山田監査委員 代表監事の岩寺さんが来て報告するところでございますけれども、よっぴきならぬ用事がありまして、今回は欠席されましたので、委員の山田より説明申し上げます。

（以下、平成12年度沼田町歳入歳出決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております、認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思います。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、認定第3号。平成12年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮宏課長）認定第3号。平成12年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成11年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成13年9月13日提出。沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。監査委員。

（山田監査委員、登壇）

○岩寺監査委員 先程申しましたように、代表監事の岩寺一之から報告するところ、私の方から報告させて頂きたいと思っております。

（以下、平成12年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております、認定第3号は所管の産建民教常任委員会にその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思っております。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、産建民教常任委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第64号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第64号、北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

（以下、変更の内容説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました、これより質疑に入ります質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）可燃ゴミ、生ゴミを含むという事で、可燃ゴミの方は歌志内の方に行くのだと思うのですけれども、この生ゴミの処理についてバイオ処理施設を作るといふことなんだけれども、整備するといふ事なんだけれども、この施設

全体の工事費というか、経費はどのくらい大体見込んでいるのですか。

○議長（吉田好宏議長） 住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 生ゴミの処理関係ですが、施設整備の関係で、現在ゴミ質調査とか色々な関係、それから1日当り出る量等を調査している段階であります。この関係につきましては、一般質問の中でも、あった所なんですけれども、現在その量よっての施設に必要な規模等を計画をしている段階で、正確ないくらという数字はございません。ただ、おおまかにこれくらいの市町村4町でやる規模としては施設整備だけで約7億8千万円位という概略の数字ですけれども出ております。

これは、先程も申しましたように今、ゴミの量と、正確な数字が出た段階で再度再検討される予定ですので、概算という事でお含み置き願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか。はい、7番。

○7番（橋場 守議員） 一再一 バイオガスを発生する施設だけで約7億4千万円という見込みらしいんですけど、安全性とか成功した例とか、今までそういう調査はされているのかどうかお聞きしたい。

○議長（吉田好宏議長） 課長。

○住民生活課長（辻 広治課長） 規模の大きさ等については多少差がございますけれども、北空知圏の民生部会の方で、四国の方でしたが、あちらの方に行って現地で安全性とか処理の仕方等については視察をしてきております。

○議長（吉田好宏議長） はい、よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員） 7番。実は私達の党の議員団で学習している中では、これは課長に言ってもしょうがない。町長にですが、安全性だとかそれから成功しているというふうには聞いていないんですよ。それで、もっともっと検討してから、やるべきでないかという立場をとっていて、今当面はこれの方向については反対をするという立場をとっていますので、一応生ゴミの処理のバイオガス化については反対をしますので、条例に反対致します。

○議長（吉田好宏議長） 他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第9、議案第65号。北空知学校給食組合の組織団体数の変更及び北空知学校給食組合規約の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長） 議案第65号、北空知学校給食組合の組織団体数の変更及び北空知学校給食組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知学校給食組合の規約を別紙のとおり変更するものとする。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

（以下、変更の内容説明）

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました、これより質疑に入ります質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第10、議案第66号 平成13年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 議案第66号平成13年度沼田町一般会計補正予算について。平成13年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、平成13年度、沼田町一般会計補正予算第3号について説明〕

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員） 直接これに関係あるのかどうか分からないんですけど、関係ありますね、6月の私教育長に質問した、触法精神障害者の関係の対処方法とい

うのか、それについて今商工会の方から、こども110番という関係で対処しますよという事で言われていたんですが、これは教育委員会関係あるんだと思うのですが、たまたま子供110番にまわってきた、この店が子供110番ですよという表示が単なる印刷物なんですよ。ご存知ですよ。それで店というか、軒先に出すにしても、例えばこれから雪が降ったり、雨が降ったり、あれ何百枚も作ったものか分からないのだけれども、どっちかというとなん年とおしても、2年間とおしても使えるようなものをきちっと考えて作られたらどうかなと思うんですけども、如何なものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○教育長（篠田繁彦教育長）実は私もですね、それについて教育委員会で検討させて頂いたんです。実は始めはですね、樹脂製の物で半永久的な物を付けようかという話をしていた訳ですが、当面予算の範囲の中でとりあえず急いで出来るもので対応したいと、たまたま各市町村も問合せしますと、ああいうような方法でロウ紙で、外側でなくて窓の内側から貼ってもらえれば持つのではないかと、こんな事であったものですから、当面はそういう事で現行の予算の中で対応させて頂いた。こういう事です。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）教育委員会なんですけど、教育長の行政報告の中で、化石の展示会で千名の人が来たという話なんですけど、たまたま行きましたら、遠くから来ている人が探すのに大変苦労したという事なんです。それで、結局ほたる祭りやなんかだったら、一杯看板立てますけども化石展示については全く看板立ってないんですよ。それで、来年もしやるとしたら予算化をして、看板は自分達で書いても良いですから資材の予算化などをする必要があるのではないかと思います。どうなふうに考えておられますか。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）指導員である山下先生がですね、非常に苦労して化石館の前に大きく手書きで、鯉のぼりのような鯉の形で表示されたので、私はあの前通ると非常に分かりやすく良いかなと思ったんですが、たまたま町に来られた方がちょっとね、あそこまで来ないと分からないという事もありますので検討させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）ちょっとお伺いしますけども、14頁に農産加工場の3,423千円とありますけども、先程の課長の説明では公社から誰かが工場の方へ行ったんですか、その関係でというか人件費になりますけども、収入でも同じ条件を見ているんですけども、収入では売払い代が増える事によって払いますよという事なん

でしょうけども、そうすると公社でもっておった人が、加工場に来たという事は、例えば身分的にはどんなふうな内容になりましようかね。そこらへんちょっと説明して下さい。

○議長（吉田好宏議長）助役。

○助役（市橋忠晴助役）ほたる館の経営につきましては、行政報告にもありましたように、抜本的な改革をするというような事で、9月1日に機構改革をさせていただきました。そういう中で1名ですね、今ほたる館も、それから農産加工場におきましても一部公社化という事もありますので、今後の中で緊急ということで1名、ほたる館の方から派遣をさせております。そういう中での人件費相当分を、年度予算の中にみているという事でございます。身分はあくまでも、ほたる館の職員で出向という事でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員）さっき聞けばよかったんですけども、五カ山に雪捨場が求めましたけども、例えば、ヘーバーじゃ分かりませんがダンプでどのくらい持って行けるんですか。例えば雪を捨てようと思うと。それを説明できればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）ダンプと容量では計算しておりませんが、一応10万トンを目処というような事で考えている所でございます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。10番。

○10番（山木一男議員）10番。商工観光費の関係で、ちょっとお伺いいたしますけども、明日萌の鐘という事で、駅前と萌の丘に建てるんだというように聞いておりました。違いますか。2箇所、1箇所、ああそうなの。それと、

○議長（吉田好宏議長）ちょっと休憩します。

16時15分 休憩

16時15分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。10番。

○10番（山木一男議員）まあ明日萌観光に絡む事なんで、あそこの萌の丘、立派な道路が付いているんですけども、実はお盆にお客さんを連れて登ってみました。道路周辺の整備が誠に残念な格好だったという事で、お花も枯れてしまっているし、そういうような事でがっかりして帰ってきた経過があるんですよ。相当数のお金を注ぎ込んで色々やっている事は理解できるんで、出来る事であれば、こういう鐘も大事かもしれないけれど、1回行ってこの次、なあんだと言われるか、いや行ってこの次も行きたいと言われるか、その辺の差があると思うので、その辺のものがあ

るとすれば多少ちょっと離れておりますけども御答弁をお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（松田剛課長）今、山木議員さんに言われた関係で、萌の丘の関係の整備を年次ごとに計画してやっていますし、ただ実際に広範囲に広がるので、私ども植栽やなんかをした後ですね、中々管理が行き届かない面があるので、今ご指摘されたように、来年度以降ですね管理の件を十分検討してですね、折角今、観光客が結構来ていますので、今年たまたま東京沼田会の記念植樹も、今回たまたま悪天候で出来ませんでしたけども、やる関係もありますので来年以降の維持管理をどういう方法が1番良いのかという事を検討していきたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第67号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第67号 平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第12、議案第68号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(中村幸雄課長) 議案第68号 平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成13年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

[以下、補正予算第2号内容説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) はい、質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第13、議案第69号。平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) 議案第69号、平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成13年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

[以下、補正予算第2号内容説明]

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第70号 平成13年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第70号 平成13年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成13年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第71号 沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第71号 沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、沼田町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成13年9月13日提出、沼田町長名でございます。

〔以下、条例等説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第71号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第2号 教育委員会委員の任命について。現委員の高松慶子氏の任期満了、13年9月30日で任期満了となるという事で、下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

提案する委員の方につきましては、住所につきましては沼田町南1条2丁目5番22号、現在の委員であります、高松慶子氏を再任をさせて頂きたいというご提案でございます。生年月日は昭和8年12月21日生まれ、現在67歳。略歴につきましては、昭和36年に慶応義塾大学の国文科の課程を通信教育で卒業されまして、63年の9月21日から沼田町教育委員会委員、或は63年4月から沼田町文化連盟会長という事で、執権地域の人望等も厚い方でありますので、再任についてのご同意を賜わりたいというふうに思います。

平成13年9月13日提出、沼田町長。よろしくご審議を賜わりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮りします。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮り致します。同意第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩を致します。

16時36分 休憩

16時37分 再会

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、WTO農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する請願について、外1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第17請願第2号。WTO農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する請願について。日程第18、請願第3号 野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

(請願の一括審議)

○議長（吉田好宏議長）請願の一括議題についてお諮りします。この際、日程第17、請願第2号。日程第18、請願第3号を一括して議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号、請願第3号は、一括して議題とすることに決しました。日程第17、請願第2号 WTO農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する請願について。日程第18、請願第3号 野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する請願についてを一括して議題と致します。議長よりお諮り致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第2号、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より

説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第2号、請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決しました。暫時休憩致します。

16時40分 休憩

16時41分 再会

(議事日程の追加)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。ただいま、採択された請願等に伴う意見案等5件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第19、意見案第11号、WTO農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する要望意見書(案)。日程第20、意見案第12号 野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する要望意見書(案)。日程第21、意見案第13号 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する意見書(案)。日程第22、意見案第14号 30人以下学級の早期実現・私学助成の充実と教育予算拡充を求める意見書(案)。日程第23、意見案第15号 高齢者医療制度の改革に関する意見書(案)。以上、日程に追加する事に決しました。暫時休憩を致します。

16時42分 休憩

16時42分 再会

(意見案の一括審議)

○議長(吉田好宏議長) 再会を致します。意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第11号から意見案第15号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第11号から第1

5号は一括して議題とすることに決しました。

日程第19、意見案第11号、WTO農業交渉の強化と食料生産政策の確立に関する要望意見書(案)。日程第20、意見案第12号 野菜等セーフガード本発動と生産・流通改革に関する要望意見書(案)。日程第21、意見案第13号 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に関する意見書(案)。日程第22、意見案第14号 30人以下学級の早期実現・私学助成の充実と教育予算拡充を求める意見書(案)。日程第23、意見案第15号 高齢者医療制度の改革に関する意見書(案)を、一括して議題といたします。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑、討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。7番。

○7番(橋場 守議員)意見あります。それから、議事進行上についてちょっと考え方がありますが、議長の方から一括提案をしておきまして、その後また意見書第11号そしてWTOと全部読まれるんですけども、私達これもらっていますから意見案第11号といたら、この標題そのまま分かっている訳なので、省略してもらえば大変スムーズに行くと思うんですけども。読み上げるの省略していただければね。

○議長(吉田好宏議長)有難うございます。

○7番(橋場 守議員)それで、意見なのですが、11号の中身について食料生産政策の確立についてということで、提案議員と賛成議員がおりますけれども、私前にも言いましたように、食料生産政策の確立についての3番目ですね、主業稲作農家が安定したという文言になっています。私はやはり、日本の食料というのは兼業農家も含めてやはり、生産し守っていかなければ、農業そのものを守って行かなければならないものだと思います。こういう主業稲作農家だけを対象にすると、兼業農家や兼業農家でなければやっていけない、そういう農業生産に励んでいる人達の言ってみればリストラに繋がるんです。延いてはそれが農地の荒廃に繋がり、企業が参入する道を開くというそういう中身に繋がってくると思うのです。そういう意味で私は、これからこういう提案をする時には、是非とも主業稲作ではなくて全ての農家という立場で意見書を作っていただきたいなという要望を持っております。

それから、意見書案第13号ですが、13号に道路特定財源制度についてのところがありますが、私達日本共産党は、この道路特定財源というのは廃止して一般財源にして必要な道路を作ると、先程も言ったように実際には、調べたんだそうですね、向こうの方に資料ありましたが十勝の方の帯広辺りに作られている高速道路があるんです。ところが、これは今、どっちが先か言いませんけど、前とっぴはとこれから工事する訳なんですけども、ここの高速道路はですね車が走る間隔は、

20何秒に1台だそうですよ。まるで、普通の一般道路と何も変わらないと、そういうふうにご利用されていないんですね。こういう道路をどんどん作っていくという方向にも繋がりますし、私はやはり道路特定財源については賛成出来ないと、けれども上が賛成ですから意見だけ述べておきます。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。意見案第11号から、意見案第15号を一括して採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、関係機関に提出する事に決しました。

（閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本定例会の会議に付議された案件は、すべて終了致しました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決しました。

これにて、平成13年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時49分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員